

第1章 地震災害対策の計画的推進

第1節 計画の目的と性格

1 計画の目的

地震災害対策計画は町内の地震災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して災害に強い、安全な町づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

2 計画の性格

災害対策基本法第42条の規定に基づく葉山町地域防災計画の構成は、次のとおりとする。

- (1) 地震災害対策計画編
- (2) 風水害等災害対策計画編
- (3) 資料編

この計画は、本町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、防災に関する事務及び業務の大綱を示す総合的な計画である。

また、東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられた場合の対応についても計画する。

さらに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、地震災害対策計画を基礎として定めている。

第2節 葉山町の概要

1 自然的条件

本町は、神奈川県南部で三浦半島の中央部に位置し、北は逗子市に接し、南東は横須賀市、西は相模湾に面している。

(1) 位置

本町は、神奈川県南部で三浦半島の中央部に位置し、北は逗子市に接し、南東は横須賀市、西は相模湾に面している。



| | |
|--------------|---------------------|
| 現場の位置 | 東緯 139度35分24秒 (国土庁) |
| | 北緯 35度16分18秒 |

(2) 面積

本町の面積は、17.06 であり、海岸線は、南北直線距離約 4 kmである。

(3) 地形

葉山町の地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央部に大峰山と山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西に流れ相模湾に注いでいる。

(4) 地質

葉山町の地質の特徴は、葉山町地質図のように新第三紀中新世の葉山層群と逗子層群から成り立っている。葉山層群は、大山砂岩、大沢礫岩、戸根山互層、森戸泥岩からなり本町中部を東西に走る地層であり、後者の逗子層は、本町の北部及び南部にそれぞれ東西に逗子泥岩、御用邸岬凝灰岩、水源地石灰岩から構成されている。これらの両地層群の間に破碎帯（丹沢、嶺岡隆起帯）ともいわれている部分が東西に走り、崩壊堆積物で構成されている。また、下山川と森戸川の河口付近には平地が開け沖積層や洪積層の砂泥や海岸砂等となっている。

(5) 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれのみられる地質の現象で、過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性があるものを特に活断層という。

葉山町内においても、県道横須賀葉山線の南北及び大峰山の北側には、推定活断層が存在している。推定活断層とは地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では特定できないもの、または今後も活動を繰り返すかどうか不明なものをいう。

2 社会的条件

(1) 人口

平成20年1月1日現在の本町の人口は、33,049人（男15,716人・女17,333人）であり、人口密度は1Km²当たり1,937人である。

地域別の人口分布状況は、木古庭地区1,650人、5.0%、上山口地区2,132人、6.4%、下山口地区2,766人、8.4%、一色地区9,013人、27.3%、堀内地区8,750人、26.5%、長柄地区8,738人、26.4%となっている。

(2) 土地利用

都市計画区域は、本町全域が指定されており、総面積は、17.06 Km²（平成13年11月20日現在）そのうち、市街化区域5.13 Km²（30%）、市街化調整区域は、11.93 Km²（70%）が指定されている。市街化区域のうち、都市的土地利用が市街化区域面積の79.5%を占め、住宅用地が51.6%、その他の空き地が6.9%を占めている。

市街化区域内に用途地域が指定されているが、本町の特色として工業系の用途指定はない。

(3) 交通

道路交通体系は、国道134号及び県道横須賀葉山線、県道森戸海岸線、逗葉新道、横浜横須賀道路、県道217号などを幹線道路として形成されている。三浦半島西岸の近隣市を連絡する通過交通量が多くなっており、主要な幹線道路のほとんどが市街地を通過しているため、朝夕、休日の幹線道路の交通混雑は激しいものとなっている。

(4) 危険物施設

町内には、各所に点在する給油取扱所及び一般取扱所などの危険物施設が48施設となっている。

第3節 地震被害の想定

神奈川県では、昭和57年度～60年度に東海地震、南関東地震について、平成3年度～4年度に神奈川県西部地震の被害想定調査を実施したが、阪神・淡路大震災の教訓や神縄・国府津～松田断層地震など新しい要素が追加されたため、改めて平成9年度～平成10年度にかけて被害想定を調査した。本町の被害想定については、県が実施した被害想定を引用し、葉山町地震災害対策計画の策定にあたる。

1 神奈川県が実施し、引用した被害地震等の内容

(1) 特徴

- ア 阪神・淡路大震災の被害実態を反映した調査
- イ 危機管理という視点に立った調査
- ウ 応急対策の検討資料として最大限有効に利用できるような実践的な調査
- エ 新たに発生が指摘された地震の想定など

(2) 想定条件

| | | |
|-------|-----------|-----------|
| 季節：冬 | 日：平日 | 発生時間：午後6時 |
| 天候：晴れ | 風速：3m/Sec | 風向：北西 |

従前の地震被害想定調査では、発生時間を午後5時としていたものを、防災関係機関が初動体制を取りにくく、交通機関や繁華街に滞在している人が多い時間を設定し、より厳しい想定条件としている。

(3) 想定地震

| | |
|----------------------------|---|
| 東海地震 | 駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されている。 |
| 南関東地震 | 相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9クラスの地震。1923年の関東大震災の再来方で、今後100年から200年には地震の発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震とされている。 |
| 神奈川県西部地震 | 神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。南関東地震直下の地震の1タイプとして地震発生の切迫性が指摘されている。 |
| 神奈川県東部地震 | 神奈川県庁直下を震源域とするマグニチュード8クラスの地震。蓋然性のある地震モデルでないが、南関東地域直下の地震の1タイプについて、危機管理的に想定した地震。 |
| (参考) 神縄・国府津～ 松田断層帯地震 | 同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード8クラスの地震。現在を含む今後100年以内に発生する可能性があるとしてされている地震で、地震学上未解明な部分が多いことから地震モデルが示されていないため、今回の地震被害想定調査において、神奈川地震被害想定調査委員会として仮の地震モデルを独自に設定したものの。 |

(4) 本町に係る被害想定結果

| 地震別 項目別 | 東海地震 | 南関東地震 | 県西部地震 | 県東部地震 | 参考：神縄・国府津 ～松田断層帯地震 |
|-----------------|-------|-------|--------|-------|-----------------------|
| 震度 | 5強～5弱 | 6弱～7 | 5弱～4以下 | 6弱 | 6強 |
| 建物被害(棟) | | | | | |
| 大破 | 140 | 5270 | 0 | 670 | 2850 |
| 中破 | 420 | 3040 | 0 | 1790 | |
| 火災 | | | | | |
| 炎上出火数 | 10未満 | 20 | 0 | 10未満 | 10 |
| 焼失棟数 | 0 | 3300 | 0 | 1900 | - |
| 救出箇所数 (高中難度) | 0 | 820 | 0 | 70 | 330 |
| 死傷者数(人) | | | | | |
| 死者 | 0 | 470 | 0 | 30 | 60 |
| 重傷者 | 10未満 | 100 | 10未満 | 20 | 40 |
| 中等症以下 | 20 | 910 | 10未満 | 80 | 340 |
| 避難者数 | 90 | 5300 | 0 | 2300 | 2100 |
| ライフライン支障(%) | | | | | |
| 上水道 | 3.7 | 100 | 0 | 80 | - |
| 都市ガス | 0 | 100 | 0 | 0 | - |
| 電気 | 0 | 42 | 0 | 24.7 | - |
| 電話 | 2.6 | 65.3 | 0 | 40 | - |

注1 建物被害は木造・非木造を合わせたもの。

注2 救出箇所は、高中難度(消防・警察・自衛隊の部隊対応)の箇所数。

注3 ライフライン支障は、発災直後から3日目までのもの。

注4 神縄・国府津～松田断層帯地震の延焼被害、延焼から波及する被害、ライフラインの支障についての想定は行わなかった。想定を行っていない項目については「-」で示している。

2 地震災害対策計画のための条件

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅がある。したがって、より切迫性が高いものから、短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には、数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していく。

(1) 短期的目標（5か年以内）

大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘される東海及び南関東地域直下の地震のうち、より切迫性が高いとされる神奈川県西部地震と危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる横浜市、川崎市の直下発生する神奈川県東部地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。

(2) 中期的目標（10か年以内）

南関東地域直下の地震について、いつ、どこでM7クラスの地震が発生しても対応できるよう災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、都市の安全性の向上に向け、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進める。

(3) 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性がないが、将来、本町に多大な被害が予想される南関東地震について、都市そのものの耐震力、防災力を強化し都市の安全性の向上を進める。

| 目 標 | 対象とする想定地震 | 対 策 の 主 眼 |
|---------------------|---|--|
| 短 期 目 標 (5か年以内) | 東 海 地 震 南関東地域直下の地震 神奈川県西部地震 神奈川県東部地震 | 災害時応急活動事前対策の充実 |
| 中 期 目 標 (10か年以内) | 南関東地域直下の地震 | 災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心) |
| 長 期 目 標 (10か年超) | 南 関 東 地 震 | 都市の安全性の向上 |

第4節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

1 計画の進め方

地域の防災力を向上させるためには、町民・企業・県・町その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に相互に協調した取り組みを進めることを基本とする。また、国及び県の支援も重要である。地震災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な町づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、災害発生時に適切に対応できる応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努め、更に復旧復興対策の研究等との調和を保ちながら総合的に展開する。これらの諸対策の推進にあたっては、町民、企業等の主体的な取り組みと地域住民に最も密着した町の役割が大きくなるが、国及び県の支援を得ながら円滑な推進に努める。特に、発災時には町民、地域の主体的な取り組みと町の防災とが一体となった対応を図ることが被害を軽減・

減少させることになり、そのため町民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」ことが大切であることの認識を持ち、平常時から食糧・飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者・高齢者・障害者等の救助、避難所における自発行動など、地域の自主防災組織・消防団と連携した防災活動を実施することが重要である。町は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、町民自主防災組織、消防団等と連携をより密にし、被害状況と応急活動対策の状況を把握し、応援体制を活用する等防災活動を機動的に推進し、また、大規模災害の場合は県や他の市町村の支援を求め、応急活動を実施する。このように地震災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取り組みと連携が必要である。そこで、平常時は葉山町防災会議において各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図り、災害発生時には町及び防災関係機関等の災害対策本部において応急活動対策の調整を実施する。

2 防災関係機関の実施責任

(1) 葉山町

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 神奈川県

県は市町村を包括する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施し、また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

3 町民等の責務

(1) 町民

ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、3日分の食糧・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、町民自らの防災対策。

イ 「皆の町は皆で守る」ため、自主防災組織の活動への積極的な参加。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努める。

エ 地震発生時、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等の実施、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するよう努める。

(2) 企業

ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食糧、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の実施。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制整備。

ウ 地震発生時、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助応急手当、避難誘導等を積極的に行動するよう努める。

資料

6 - 10 災害時における葉山郵便局・葉山町間の協力に関する覚書

4 防災ボランティア

ア 防災ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。

イ 防災ボランティアは、災害時の活動の際には、災害救援に必要な物資に加え、食糧、水、寝具、衣料品等を携行し、ゴミは持ち帰るなどできる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。

ウ 町は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 葉山町

ア 葉山町防災会議に関する事務

イ 災害対策組織の整備並びに防災に関する調査研究、教育及び訓練

ウ 防災施設の整備

エ 防災に必要な物資、資機材の備蓄及び整備

オ 消防活動及びその他の応急措置

カ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

キ 被災者に対する救助及び救護処置

ク 被害施設の復旧

ケ 災害時における保健衛生、文教及び交通対策

コ その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

サ 町内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導

シ 防災知識の普及及び教育

ス 避難対策

(2) 神奈川県

ア 横須賀三浦地域県政総合センター

- (ア) 災害時における管内の県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整
- (イ) 災害時における情報の収集伝達等

イ 横須賀土木事務所

- (ア) 災害時における管内町域の道路、河川及び海岸等（県管理）土木施設の応急対策
- (イ) 管内町域の道路、河川及び海岸等（県管理）土木施設の被害調査並びに災害復旧
- (ウ) 災害時における管内町域の海岸線の応急対策

ウ 鎌倉保健福祉事務所

災害時における管内町域の保健衛生対策

エ 神奈川県企業庁逗子水道営業所及び鎌倉水道営業所

- (ア) 災害時における応急飲料水の確保
- (イ) 水道施設の被害状況の調査及び復旧
- (ウ) 被害を受けた水道局施設による二次災害の防止

オ 葉山警察署

災害時における警備・救助及び交通対策

(3) 指定地方行政機関

ア 第三管区海上保安部（出先機関 横須賀海上保安部）

- (ア) 情報の伝達・周知
- (イ) 情報の収集及び情報連絡
- (ウ) 情報通信手段の確保
- (エ) 活動体制の確立
- (オ) 船艇、航空機等の出動、派遣等
- (カ) 海難救助等
- (キ) 緊急輸送
- (ク) 物資の無償貸与又は譲渡
- (ケ) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (コ) 流出油の防除等
- (サ) 海上交通安全の確保
- (シ) 危険物の保安措置
- (ス) 警戒区域の設定
- (セ) 治安の維持
- (ソ) 自発的支援の受入れ
- (タ) 物資の収容、保管等
- (チ) 自衛隊への災害派遣要請
- (ツ) 広報
- (テ) 庁舎、航路標識灯の保全に関する措置

イ 関東農政局神奈川農政事務所

災害時における主要食糧の需要調整

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 東日本電信電話(株)神奈川支店

- (ア) 災害時における公衆電気通信の特別取扱
- (イ) 公衆電気通信施設の整備及び点検
- (ウ) 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧

イ 東京電力(株)神奈川支店藤沢支社横須賀営業センター

- (ア) 災害時における電力供給の確保
- (イ) 電力供給施設の整備及び点検
- (ウ) 被災施設の調査及び復旧

ウ 東京ガス(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター

- (ア) 被災地に対する燃料供給の確保
- (イ) ガス供給施設の耐災整備
- (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧

エ 京浜急行バス(株)逗子営業所

- (ア) 災害時における物資及び人員の輸送確保
- (イ) 災害時の応急輸送対策

オ 逗葉医師会

- (ア) 医療助産等救護活動の実施
- (イ) 救護活動に必要な医療品及び医療器材の提供

カ 葉山郵便局

- (ア) 非常災害時における郵政事業の運行確保
- (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- (ウ) 災害時における郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (エ) 郵便振替による被災者救助のための寄附金送金の無料扱い
- (オ) 振替貯金及び簡易保険の非常取扱い
- (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア JAよこすか葉山・葉山支店

- (ア) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 農作物災害応急対策の指導

イ 葉山町漁業組合

- (ア) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

ウ 葉山町商工会

- (ア) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (イ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

エ 金融機関

被災者等に対する資金融資

オ 病院等医療施設の管理者

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における病人等の収容及び保護
- (ウ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

カ 社会福祉施設の管理者

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導

キ 学校等

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

ク 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (ア) 安全管理の徹底
- (イ) 防護施設の整備

(6) 自衛隊

ア 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料の基礎調査
- (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (ウ) 葉山町地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施

イ 災害派遣の実施

- (ア) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護又は応急復旧
- (イ) 災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事。

6 防災組織の充実

町及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

(1) 町防災組織

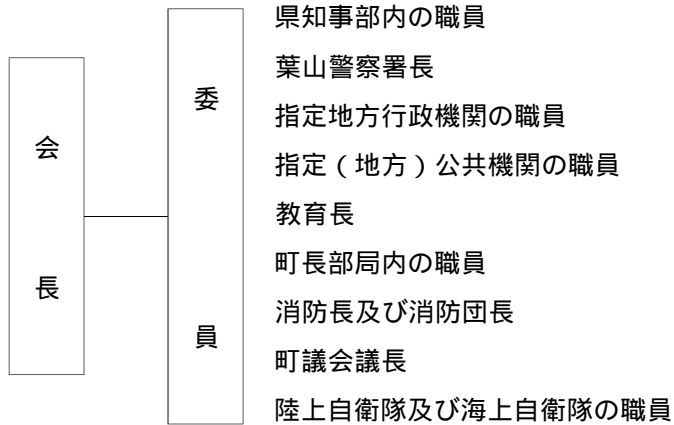
ア 葉山町防災会議

- (ア) 設置の根拠
災害対策基本法第16条第1項

イ 所掌事務

- a 葉山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- b 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- c 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令により、その権限に属する事務。

ウ 組織



第2章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街化整備の推進

神奈川県地震被害想定調査によると、多数の建物の損壊（大破、中破）及び火災被害が予測されている。このような被害を事前に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街化の開発等に密集市街地の整備等の災害予防対策について積極的に取り組む。

1 災害に強いまちづくり

町は、神奈川県都市防災基本計画の基本的な方針に基づき、都市防災基本計画を策定し、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした防災生活圏を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、木造密集市街地、防災活動拠点などの整備を推進する。

2 市街地の整備

町は、高度地区の指定地や低層住宅地を中心とし、土地の低密度利用を図り、環境の保全と維持管理に努め、住環境保全の規制、誘導及び地区計画等により良好な市街地が形成できるよう推進する。

第2節 防災空間の確保

大規模な地震が発生した場合、建物、道路、ライフライン等の物的被害並びに人的被害の発生が予想され、大きな被害を被るおそれがある。県の被害想定によると、建物の損壊及び焼失等によるり災者は多数予想され、道路及びライフライン等においても大きな被害が予想されている。町及び防災関係機関は、災害時にこれらり災者に対し迅速かつ的確な災害応急活動を行うため、拠点の整備を図り地震災害応急活動体制の確立を図る。

1 防災活動拠点の整備

災害応急活動の中核拠点として、各小中学校6ヶ所を指定し災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

2 防災活動拠点の機能

地震発生時に地域の災害情報の収集伝達、救援救護活動及び災害復旧等の災害応急活動を行う前線拠点を設置する。その運営は町災害対策本部が行う。

主な機能は、次のとおりである。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救援物資の集積配分
- (3) 応急給水活動の支援
- (4) 応急救護所
- (5) その他

3 広域防災活動拠点

(1) 広域防災活動拠点

県は、広域拠点のうち、横須賀三浦地区における救援物資の集積分配機能について、次表のとおり救援物資集積配分場所を指定し、各市町へ配分する。町は、県の指定した救援物資集積配分場所へ引取りに行く。

| 種 類 | 施 設 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------------|----------------|
| 物 資 | 県立横須賀工業高等学校 | 横須賀市公郷町 4 - 10 |
| へ り | 横須賀新港 | 横須賀市新港町 |

(2) 広域応援活動拠点

町は、大規模地震発生時、応援派遣部隊が円滑に救助活動等を進めるため、災害広域応援部隊活動拠点到葉山町福祉文化会館を指定し、迅速な対応を図る。

4 広域応援部隊の運用

町は、広域応援部隊との情報共有、資機材の配分等効率的運用を検討して行く。

第3節 道路、橋りょう、漁港等の整備

1 道路施設等の整備

道路、橋りょう、漁港等の被災により、発災時の町民の避難、救助・救急、消火活動や医療機関等の初動体制の確保、各種の応急対策活動が著しく阻害される。そこで防災都市づくりとして、都市構造物の安全性の一層の向上を図り国の耐震基準に基づき、耐震性の強化を進め、地形、地質等に留意し、安全性の向上に努める。

2 海岸、河川、漁港等の整備

施設管理者は、地震災害時における海岸、河川、漁港、砂防等の施設の被害を防止するためそれぞれの施設について、重要度に応じた耐震化を推進する。

第4節 津波・高潮対策

本町の海岸線は、南北直線距離約4kmであり、沿岸部では市街化が進み、海水浴シーズンには町内数箇所の海水浴場に多くの海水浴客が集まり、さらにヨットハーバーなど海洋レジャー施設が点在し、季節を問わず大勢の人が利用している。県の被害想定によると津波の最大水位が約1メートルから約3メートルに達する地域もあると予想されている。津波・高潮災害の防止を図るための事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。

1 津波情報伝達体制の整備

(1) 防災行政無線通信施設の充実強化

津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等の整備はもとより、海岸線の防災行政無線通信施設を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努める。

(2) 沿岸部の津波情報伝達体制の確立

津波情報、避難命令等の伝達については、県、沿岸市町津波対策連絡会議及び横浜地方気象台等と緊密な調整を図り、きめの細かい情報伝達体制を確立する。

2 津波監視体制の整備

(1) 防災行政無線通信施設の充実強化

津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等の整備はもとより、海岸線の防災行政無線通信施設を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努める。

(2) 沿岸部の津波情報伝達体制の確立

津波情報、避難命令等の伝達については、県、沿岸市町津波対策連絡会議及び横浜地方気象台等と緊密な調整を図り、きめの細かい情報伝達体制を確立する。

3 津波避難計画の策定等

津波発生時における適切な避難対策を実施するため、津波予報に対応した津波浸水予測図に基づき、津波避難計画を早期に改定し、地域防災計画に位置づけをして、避難場所、避難路の確保、誘導標識の整備の促進を図る。

また、避難場所の確保が困難な場合は、民間ビル等の活用も視野に入れ、その確保に努める。

4 津波に関する知識の普及啓発・津波訓練の実施

(1) 津波防災知識の普及啓発

海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等の作成及びハザードマップの整備を行い、海浜利用者等の知識の普及を図る。

(2) 津波訓練の実施

津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を実施する。

5 高潮災害対策

本町のうち堀内、一色地区の一部の海岸線にかけての低地部は直接高潮の影響を受けやすい地形であり、必要な部分に防潮対策をし、高潮による災害を防止する。

資料

2 - 9 津波警報等伝達系統図

第5節 崖崩れ対策

葉山町は多くの丘陵地があり地質の弱い地域や急傾斜地もあるため、地震による崖地の崩壊に伴う建築物被害等が予測されている。町は警戒、避難体制の整備に努める。

1 地震による崩壊危険地の実態調査

地震を誘因としたがけ崩れに備えるため、既の実施した急傾斜地崩壊危険箇所調査をもとに、今後も崩壊危険箇所の実態把握に努める。また、これ以外の危険ながけ地についても調査を行い、併せて避難勧告等の基礎資料とする。

2 急傾斜地崩壊危険地の災害防止

県が指定した急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール等を定期的の実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導する。

3 崩壊危険区域における警戒・避難対策

大規模地震対策特別措置法による警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された時、又は地震発生時の崩壊危険区域における災害予防対策として警戒・避難対策計画を策定する必要がある。

4 地域住民への周知

5 急傾斜地崩壊危険箇所の点検・補修の指導奨励

6 災害時要援護者関係施設への崖崩対策の推進

資料

7 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

7 - 2 地すべり危険箇所一覧表

7 - 3 葉山町土石流危険溪流箇所一覧表

7 - 3 - 2 葉山町土砂災害危険箇所調査結果

第6節 ライフラインの安全対策

町は、上水道直結の耐震性非常用飲料水貯水槽を設置し、応急給水用飲料水を確保し、飲料水給水装置としてエンジン式及び手動式ポンプを整備している。また、海水を飲料水とする浄水装置として造水機の備蓄を進めている。

電気、ガス、電気通信事業者に対して、防災性の向上に一層取り組むように要請するとともに、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化を要請する。

1 上水道施設

町内の上水道は県企業庁からの給水を受けている。企業庁は、地震時における断水域の縮小、応急復旧の迅速化を図るため、水道管の被害をできるだけ少なくすることを目標に、送配水施設の耐震性を強化し、地震被害の軽減を図る。被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため必要な復旧用資機材を備蓄している。

2 下水道施設

町は地震時における下水道施設の機能低下、停止を防止するため、下水道施設整備の強化と保全に努めるとともに、緊急措置及び応急活動が円滑に行えるようその体制の確立に努める。

- (1) 要員確保のため、あらかじめ定められた計画による要員の確保を図るとともに、町だけでは対応できない場合は関係機関に応援を求める。
- (2) 施設設備の新設・増設にあつては、十分な耐震強度を備えるように努める。
- (3) 施設の補強・改修等を行う場合は、緊急性の高いものから実施する。
- (4) 下水道施設へ流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握するよう集中管理システムを整備する。
- (5) 応急復旧活動を円滑に進めるため、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理する。

3 電気施設

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例を参考とした各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、次の防災資機材等を整備する。

- ア 復旧用資材
- イ 各種工具
- ウ 無線
- エ 車両・船艇

(3) 要員の確保

災害時に備え要員の確保体制を確立する。

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶等の出動体制の確立

4 都市ガス施設

東京ガス(株)は、地震時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のための予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 供給施設

- (ア) ガスホルダー及び主要導管の耐震化
- (イ) 導管網のブロック化
- (ウ) 放散塔の設置

イ 製造施設

- (ア) 原料貯槽及びガス発生設備の耐震化
- (イ) 緊急遮断弁の設置
- (ウ) 防火、消火設備の充実

- (I) 保安電力の確保
- (2) 地震対策用資機材の整備
 - 災害が発生した場合、早急に応急対策活動ができるよう、応急復旧工事に資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- (3) 情報の収集、伝達体制の整備
 - ア 通信設備の整備
 - イ 地震計の設置

5 電話（通信）施設

東日本電信電話㈱は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の電気通信サービスを確保するため、次の予防対策を実施する。

- (1) 電気通信サービスの確保
 - ア 電気通信施設等の耐震構造化
 - イ 通信の途絶あるいは麻痺のないようにするための通信網整備
- (2) 災害対策機器等の配備
 - ア 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
 - イ 予備電源設備及び燃料、冷却水等
 - ウ その他防災上重要な施設及び器具等

第7節 液状化対策

地震による被害は、地盤による特性及び地形等が大きな要素を占めている。県の主な地震被害想定によると、地盤の液状化の可能性を想定している。液状化対策推進のため可能性がある地域や対策工法の啓発に努め液状化対策を実施していく。

第8節 危険物施設等の安全対策

危険物、高圧ガスおよびその貯蔵・取扱施設は、地震時において火災が発生した場合、燃焼速度が極めて速いため大規模火災に発展する可能性がある。また、消火活動が困難なことから周囲におよぼす影響も大きく、多大な被害に結びつく可能性がある。

劇物・毒物に関しては、地震時に飛散した場合の影響は多大なものとなり、しかも長期的に悪影響が残ることが考えられる。このような被害をできるだけ防止するため、以下のような対策をとるものとする。本節の構成は次のとおりとする。

1 危険物の災害予防対策

(1) 許可施設に対する指導

貯蔵・取扱施設の設置または変更の審査・検査に際しては、消防法等の定める基準のほか消防活動上有効な幅員の道路の確保、消火資機材の設備等地震対策を考慮した指導を行い、安全確保を図る。

(2) 仮貯蔵・仮取扱施設に対する指導

仮貯蔵・仮取扱承認申請審査時の指導のほか、立入検査時に危険物の適正管理について指導を行う。

(3) 指定数量未満の危険物

少量危険物の貯蔵取扱施設は、届出書類の審査及び現地の立入検査において指導を行う。

2 高圧ガスの災害予防対策

(1) 実態調査

高圧ガス施設の許認可等の通知があった場合には、現地調査を行うとともに、関係者から現況についての資料提供を求め、実態把握に努める。

(2) 事前指導

高圧ガスのうち、可燃性ガス等の大規模貯蔵タンクの設置に際しては関係法令の基準によるほか、地震防災対策を考慮した構造及び設備とするよう指導する。

(3) 自主保安指導

災害時の自主保守管理体制の強化を指導するとともに、消防計画・防災計画の作成、実践的な防災訓練の実施を指導する。

3 劇物・毒物の災害予防対策

(1) 実態調査

劇物・毒物貯蔵取扱施設の届出があった場合には、施設の実態について把握するとともに、出火防止等の指導を行う。

(2) 自主保安指導

災害時の自主保安管理体制の強化を指導するとともに、劇物・毒物の流出、漏洩が発生した場合の消防機関への早期通報体制、周辺住民の避難誘導體制の確立を指導する。

資料

7 - 6 危険物製造所等一覧表

第9節 建築物の安全確保対策

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。このため、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保

県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断および耐震補強工事を推進する。

2 窓ガラス等の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による危険防止を推進する。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ア ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙を活用し、啓発を図る。
- イ 市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ウ 危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を推奨する。

4 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれがある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行う。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

町は、災害時の情報収集・伝達手段として防災通信網の整備充実を図り、災害時の被災者の安全確保情報（避難所情報） 救援活動に必要な情報、生活関連情報等よりきめ細やかな災害情報収集・伝達体制の検討を行う。

災害時の町民等を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報収集・提供に努め、災害対策本部員に携帯電話、町立小中学校、保健センター等には防災行政無線可搬型を配置し、連絡体制の充実と消防本部に葉山町職員クラブアマチュア無線局を開局し、町内、隣接市等のアマチュア無線局との災害時の情報収集体制を進める。

町は、県の支援を受け、又近隣市の協力のもと本町域における迅速で安全な災害時の地域情報システム構築のため、防災行政無線、防災情報ネットワークシステム、インターネット、パソコン通信の活用を図るとともに、日常的な情報技術の習得を促進する。

1 被災者支援情報システムの構築

町は、災害時の被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報収集・提供システムを構築し、支援情報は高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするように努める。

2 災害時の通信手段等の確保等

災害時の通信手段を確保するため、災害対策本部に衛星携帯電話、災害対策本部員は携帯電話、町立小中学校、保健センター等には防災行政無線可搬型を配置し、連絡体制の充実と消防本部に葉山町職員クラブアマチュア無線局を開局し、町内、隣接市等のアマチュア無線局との災害時の情報受伝達に関する協力体制を進める。

3 災害時の地域情報システムの構築

町は、県の支援を受け、また近隣市との協力のもと本町域における迅速で安全な災害時の地域情報システムの構築のため、防災行政無線、防災情報ネットワーク、インターネット、パソコン通信の活用を図るとともに、日常的な情報技術の習得を促進する

資料

- 2 - 5 神奈川県防災行政無線系統図
- 2 - 7 - 2 その他の無線システム
- 2 - 8 町防災行政無線整備状況一覧表
- 2 - 12 携帯電話・衛星携帯電話番号一覧表

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示または総合調整を行う指令統制機関であり、県や防災関係機関と相互に協力し災害応急対策を実施していく。

1 組織対策の拡充

町及び防災関係機関は、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努める。

2 連絡体制の拡充

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう災害対策本部の充実等、防災組織体制の充実を図る。

第3節 救急・救助、消火活動体制の拡充

救急・救急、消火活動は、町長の指揮のもとに消防本部が中核となり、消防団や自主防災組織等の協力と被災の状況によっては消防・警察の広域応援や自衛隊・横須賀海上保安部の協力を得ながら実施する。町では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ自動車等消防装備の拡充に努める。

1 教育訓練、広域応援体制

- (1) 消防職員、消防団員の能力の向上を図るため、県消防学校等の教育訓練への参加を進める。
- (2) 救助、救急活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進する。
- (3) 町は、消防広域応援基本計画の改定に協力し、緊急消防援助隊と連携を図るなど、広域応援体制を強化する。

2 消防力の充実

- (1) 地震時における火災等広域的な消防活動に対するため、消防職員等緊急参集体制を整備する。
- (2) 消防車両や耐震性貯水槽等消防水利などの消防用施設、設備の整備を県の支援を受けながら消防力の充実強化を図る。
- (3) 地震時における消火栓の使用不能に備えて防火水槽、河川等水利体制を確立する。
- (4) 地震災害時、倒壊建築物からの人命救助に必要な建設用大型重機の確保に努めるとともに、速やかな広域応援が受けられるよう関係機関との相互応援協定を進める。
- (5) 広域的な火災防衛及び町民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、火災警備計画等の事前計画を策定する。

第4節 警備・救助対策

1 陸上における対策

葉山警察署は、大地震が発生した場合、早期に警備体制を確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、町民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなど、町民の社会生活の安定に努める。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図る。

2 海上における対策

横須賀海上保安部は地震が発生した場合において、人命の救助、救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、航路標識施設の維持、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたるため、事前対策として以下の措置をとる。

(1) 防災訓練

地震による被害を想定し、関係機関と連携するなどして、より実践的な訓練を実施する。

(2) 海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関連資料を収集、整理する。

第5節 避難対策

地震災害時の避難場所の指定拡大及び備蓄、ゴミ、し尿処理体制を県の協力と支援を受け、整備を図る。

1 避難計画の策定

地震発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、つぎの事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準
- (2) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難地への経路及び誘導方法
- (5) 避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難場所の選定等

(1) 避難場所の選定基準

- ア 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね3.5平方メートル以上とする。
- イ 避難場所は要避難地区のすべての町民を収容できるよう配置する。
- ウ 避難場所は、大規模なげけ崩れや津波による浸水などの危険がないところとする。

(2) 避難地区分けの実施

ア 避難地区分けの境界線は、主要道路、河川などを横断して避難することを避けるため、これらを境界とする。

イ 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加も考慮し、避難地収容力に余裕を持たせる。

(3) 避難道路の確保

ア 避難道路の選定

(ア) 避難道路沿いには、火災、爆発等の危険がないものとする。

(イ) 避難道路の選択にあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

(ウ) 避難道路については、複数の道路を選定するなど、周囲地域の状況を勘案して行う。

3 避難場所の運営

町は、県が策定した避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の円滑な運営を行う。

4 避難場所及び避難指示等の周知

(1) 避難場所の事前周知

災害時における避難の万全を期するため、町民の地域内の避難場所について周知徹底する。

(2) 避難指示方法等の周知

災害時の町民に対する避難指示方法について、あらかじめ周知徹底する。

5 帰宅困難者対策

(1) 町は、帰宅困難者が多数発生した場合は、神奈川県が協定している「災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書」集配郵便局又は、石油業協同組合加盟店のガソリンスタンドにおいて休憩所として、飲料水、トイレの提供」に基づき協力要請を行う。

(2) 町は、交通事情等の提供など、帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、家族の安否等に関する情報や避難場所の提供、徒歩等で帰宅する場合の支援について検討を行う。

6 広域的避難対策等

大規模災害時、単独では避難場所等の確保が困難となった場合や、二次災害発生の危険がある場合に、町域を超えた広域的に避難ができるよう体制の整備を図る。

資料

3 - 1 一時避難場所一覧表

3 - 2 長期滞在避難場所一覧表

第6節 高齢者、障害者等に対する対策

町は、災害発生時に在宅高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人口透析患者、児童、乳幼児等の避難誘導、救助を優先して行い、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設等の活用、福祉避難所の指定、病院・診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備に努める。

1 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、ねたきり老人や心身障害者（児）等いわゆる「災害時要援護者」であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。また、電気、水道等の供給停止にそなえて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医療品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携のもとに密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

2 在宅者対策

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、一人暮らし老人、ねたきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、消火器、火災警報機等の設置を促進する。

(2) 所在情報の把握

町は、事前に民生委員、町村会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を名簿、

マップ方式等により把握し、災害時に迅速に避難ができるように努める。

(3) 避難誘導、搬送等

町は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるように努める。

(4) 避難対策

ア 町は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努める。

イ 町は、あらかじめ避難所の指定に当たっては、高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努める。

3 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者に対し、入院中のねたきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護婦詰所に隣接した病室やできるかぎり低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう指導する。

4 外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を災害時要援護者として位置づけ、地震発生時に迅速、確かな行動がとれるよう、次のような条件、環境作りに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(3) 外国人の雇用又は接触の機会の多い企業、事務所等に対する防災訓練の指導、支援

(4) 防災対策をさらに促進するためにマニュアルを作成するなど、システム整備に努める。

5 二次避難施設対策

町は、高齢者、障害者等の二次避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定締結に努める。

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

町は、災害発生時における町民等の生活確保のため、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保と、避難場所として指定した場所にあらかじめ防災倉庫を設置して避難場所用資機材、生活関連物資等の整備を進める。また、町民一人ひとりに、災害が起きた時のために3日分の飲料水、食糧と非常持出品（懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう町民に奨励する。

1 飲料水の確保

町は防災用井戸の飲用の適否を検査、県の支援を受けて飲料水兼用貯水槽の整備、小中学校鋼板プールに浄水装置の配置及び海水から飲料水を造る災害用造水機の整備を実施するとともに、神奈川県企業庁水道電気局は、一色配水池、桜山低区配水池及び久木低区配水池の飲料水確保をする。

2 食糧等の確保

災害時の被災者用食糧の備蓄は、サバイバルフーズ、アルファ米、粉ミルク等を応急食糧として備蓄している。また、生活関連物資として、仮設簡易トイレ、防水シート、毛布、炊き出しに必要な移動式炊飯器、防災かまど、鍋、紙おむつ等を備蓄している。さらに、地元販売業者等と生活物資の流通在庫を利用した調達の協定締結を進める。

資料

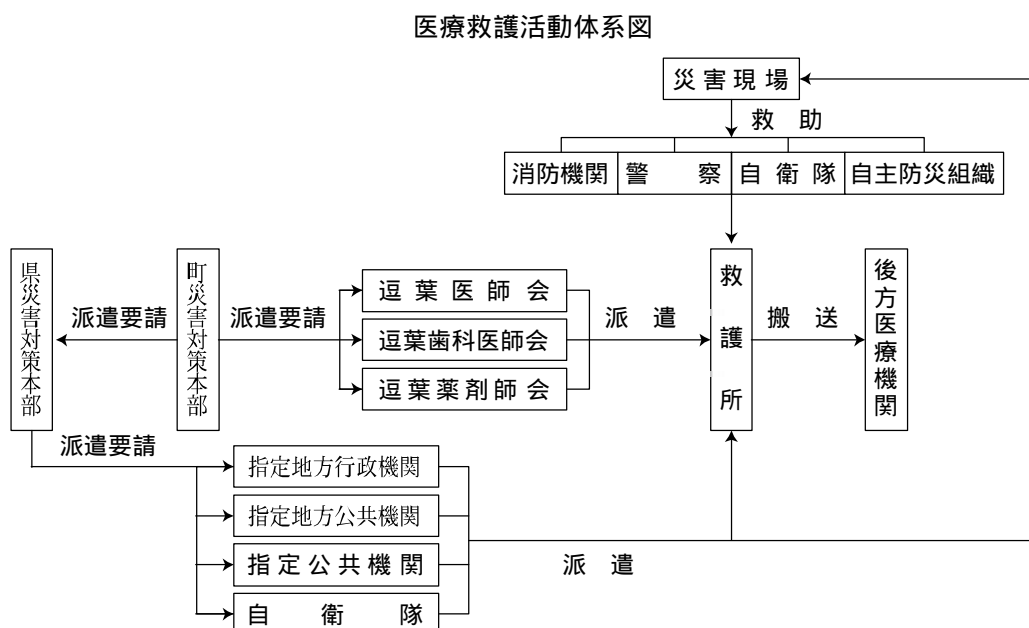
- 4 - 1 災害用ろ水機・浄水機（単独）配置一覧表
- 4 - 2 非常用飲料水貯水施設（葉山町関連分）
- 5 - 1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- 5 - 2 防災資機材備蓄一覧表
- 5 - 3 防災倉庫別資機材備蓄一覧表
- 8 - 5 企業庁逗子水道営業所保有の応急給水器具

第8節 医療・救護・防疫対策

町は、医療・救護活動を迅速に実施し、生命・身体の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため必要な医療・救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療・救護対策

町は、地震災害による医療救護活動体制を次の体系図のとおりとし、関係機関と調整をして、その確立を図る。



ア 葉山町

町は、地震災害時における医療救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療救護体制の確立を図る。

- (ア) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (イ) 救護班の編成体制の整備
- (ウ) 救護班の活動場所（救護所）の指定
- (エ) 救護班の輸送方法
- (オ) 負傷者等の搬送方法
- (カ) 地域救護病院、医院の指定及び整備

イ 逗葉医師会

医師会は、地震災害時において迅速な医療救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備を図る。

- (2) 医療品確保体制の確立
救護活動に必要な医療品及び医療資機材の備蓄及び調達計画を策定する。
- (3) 血液の確保体制の確立
災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

2 防疫予防対策

- (1) 防疫体制の確立
町及び鎌倉保健福祉事務所は、災害発生時における防疫体制の確立を図る。
- (2) 防疫用薬剤等の備蓄
町及び鎌倉保健福祉事務所は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画を図る。

3 広域火葬体制の強化

町は、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、火葬、埋葬等の手配に努める。

資料

- 1 - 4 逗葉医師会
- 3 - 4 神奈川県医師会救護隊逗葉支部編成表
- 3 - 5 薬局一覧表
- 3 - 6 第2種感染症患者指定医療機関
- 3 - 7 消毒器材等一覧表

第9節 文教対策

災害時、学校等においては、園児・児童・生徒の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、校長等は、園児・児童・生徒の保護について次の事項に十分留意し、避難誘導保護計画を定め、災

害時等への対応を図る。

災害発生時には校長等は対策本部を設置し、情報の把握、児童・生徒等の帰宅・保護に關する的確な対策を行う。

- 1 園児・児童・生徒の生命、身体の安全確保を最優先とする。
- 2 町は、避難場所として指定している学校の円滑な運営と学校教育活動の早期再開を図る観点から、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を早期に図る。
- 3 町は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の備蓄を図る。
- 4 町は、災害時における学校教育の実施に万全を期するため、教育施設、教員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。
- 5 町は、学校において、各教科等を通して災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図る。
- 6 町立学校は、家庭、地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。
- 7 町立学校は、町と協力して児童・生徒等通学路の安全点検を早期に実施する。
- 8 町立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難、誘導、保護計画を定める。

第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

町は、災害応急活動及び警戒宣言発令対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を実施する。

また、被災した場合を想定し、応急復旧のため災害時における葉山町建設業協会等との協力体制の充実強化を図る。

1 緊急交通路等の指定

(1) 緊急輸送路

県は広域拠点、市町村災害対策本部等、物資受入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送路に指定する。

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連結する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線

| 路 線 名 | 区 間 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 国 道 1 6 号 (横 浜 横 須 賀 道 路) | 全 線 |
| 国 道 1 3 4 号 | 全 線 |
| 逗 葉 新 道 | 全 線 |
| 県 道 2 0 7 号 | 森 戸 海 岸 線 全 線 |
| 町 道 2 0 0 号 線 | 県道207号線(森戸海岸線) 交点 ~ 葉山港臨港道路交点 |
| 葉 山 港 臨 港 道 路 | 全 線 |
| 県 道 3 1 1 号 線 | 全 線 |

イ 第2次路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

| | |
|-------------|--|
| 県道27号 | 横須賀葉山線全線 |
| 県道217号 | 逗子葉山横須賀線(1期) 逗葉新道交点～県道27号(横須賀葉山線)交点 |
| 県道311号 | 鎌倉葉山線全線 |
| 葉山町道牛ヶ谷戸根山線 | 葉山町役場～葉山町道311号線交点 |
| 葉山町道311号線 | 葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号線交点 |

(2) 物資の受入港

| 港湾名 | 種別 | 管理者 |
|-----|---------|------|
| 葉山港 | 地方港湾葉山港 | 神奈川県 |

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

ア 県は、空路から緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定している。

| 所在地 | 名称 | 面積(m ²) |
|--------------|--------|---------------------|
| 三浦郡葉山町一色2040 | 小磯の鼻台地 | 900 |
| 三浦郡葉山町堀内 | 葉山港 | 2,800 |

イ 町は、空路からの緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定している。

| 所在地 | 名称 | 面積(m ²) | 識別マーク |
|------------------|-------------------------------|-----------------------|-------|
| 三浦郡葉山町上山口158 | 葉山町立上山口小学校校庭 | 8,623 | 有 |
| 三浦郡葉山町一色1060 | 葉山町立一色小学校校庭 | 7,158 | 有 |
| 三浦郡葉山町堀内2050 - 1 | 葉山町立葉山小学校校庭 | 7,687 | 有 |
| 三浦郡葉山町堀内2247 - 2 | 葉山町立葉山中学校校庭 | 13,542 | 有 |
| 三浦郡葉山町長柄130 | 葉山町立長柄小学校校庭 | 6,158 | 有 |
| 三浦郡葉山町長柄1835 | 葉山町立南郷中学校校庭 | 10,922 | 有 |
| 三浦郡葉山町長柄1888 - 1 | 南郷上ノ山公園多目的グラウンド 野球場 | 10,211.85 9,738.52 | 無 |
| 三浦郡葉山町上山口2108 | 葉山国際カンツリークラブ パブリックコース#3ホール | 2,800 | 無 |

ウ 空路から緊急輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場のうち、小中学校については該当学校名を校舎屋上に次のとおり略称で標示する。

| | |
|------------|------|
| 葉山町立上山口小学校 | 上山口小 |
| 葉山町立一色小学校 | 一色小 |
| 葉山町立葉山小学校 | 葉山小 |
| 葉山町立葉山中学校 | 葉山中 |
| 葉山町立長柄小学校 | 長柄小 |
| 葉山町立南郷中学校 | 南郷中 |

2 緊急輸送路等の指定

県警察は、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち54路線を緊急交通路として選定し、大震災発生時及び警戒宣言発令時には、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努める。

| 路線名 | 区間 |
|----------|----------------------|
| 国道 134 号 | 引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間 |
| 逗葉新道 | 逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間 |
| 県道 311号線 | 全線 |

資料

6 - 11 災害時等におけるヘリコプター臨時離着陸場としての使用に関する協定書

第11節 建築物等対策（危険度判定）

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。このため、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

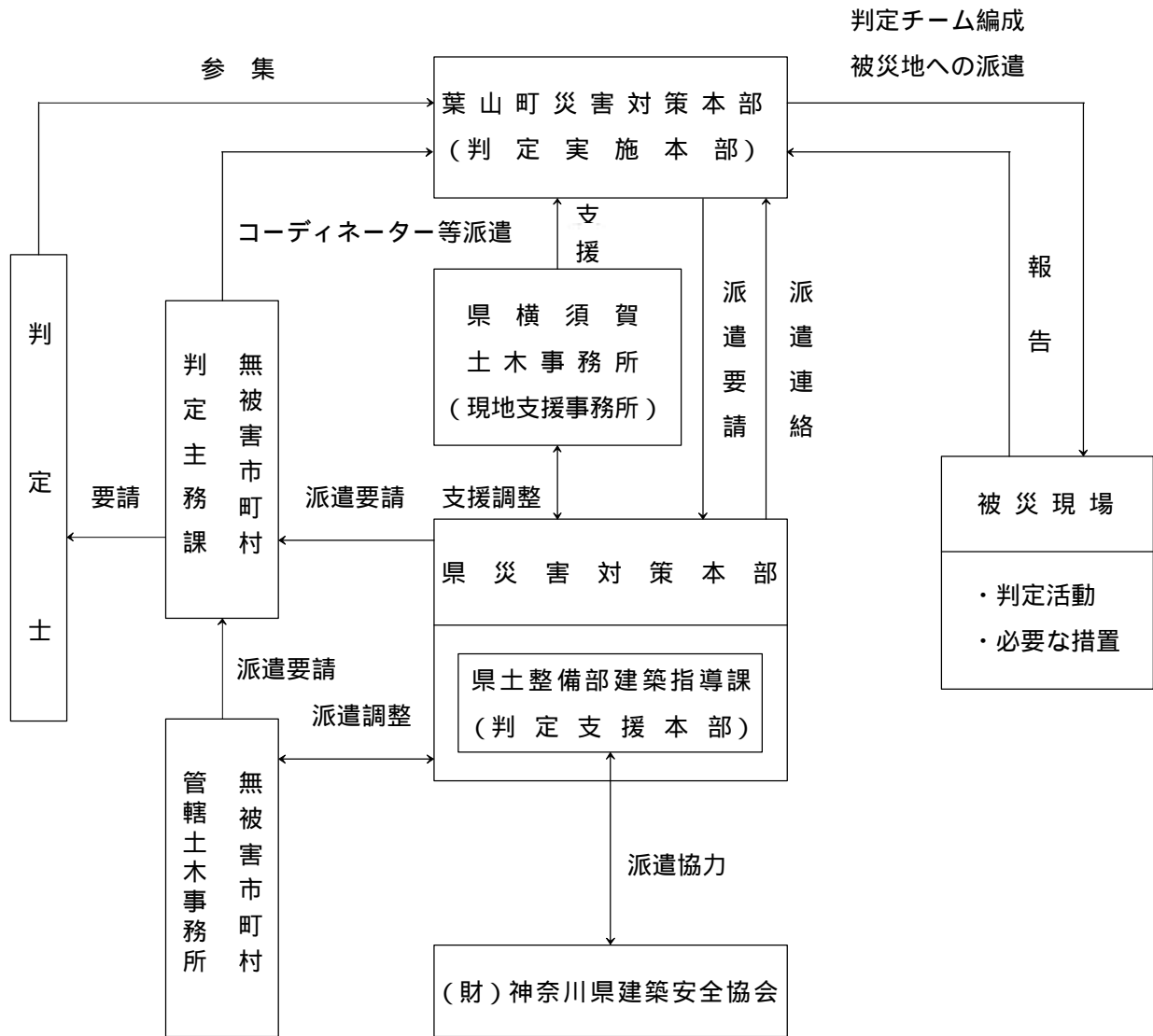
1 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間建築士等の協力を得て行う応急危険度判定活動体制を関係機関と調整し、その整備を図る。

2 被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度

地震又は降雨により、被災した宅地による二次災害の軽減・防止対策として、宅地の危険度判定及び必要な措置は被災宅地危険度判定士の協力を得て行う。

応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図



第12節 ライフラインの応急復旧対策

町は、地震が発生した場合に、町民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復させるため、各施設の安全強化対策と併せて地震時の応急復旧体制の整備を進める。

1 上水道

- (1) 神奈川県企業庁水道電気局は、応急復旧資機材の整備に努めるとともに、管工事組合等と応急復旧の協力に関する協定等を締結し、被災した水道施設を早期に復旧するよう対策を進めている。また、県内水道事業者（市町）間や近隣都県などと締結している災害相互応援に関する覚書等を必要に応じて見直すなど、広域的な復旧支援体制の整備に努める。
- (2) 町は大規模地震発生時、水道事業者等の、広域応援部隊が応急復旧活動を円滑に行えるように葉山町立図書館を広域応援活動拠点に指定し、迅速な対応を図る。

2 下水道

下水道施設を速やかに復旧させるため、あらかじめ定められた災害対策計画に基づき要員を確保し、直ちに応急復旧活動を行い下水道施設の機能回復を行う。また、必要な資機材の備蓄強化を進め、早期に復旧するよう対策を進める。

- (1) 応急復旧活動を迅速に行うため、発電機、空気圧縮機、水中ポンプなどの資機材の備蓄を行うとともに被災状況に応じた応急復旧用資機材の確保に努める。
- (2) 応急復旧活動は災害の状況により関係機関に協力要請を行う。
- (3) 応急復旧活動は排水、処理能力を維持するために総力をあげて復旧するとともに管渠・マンホール崩壊等危険性の高い箇所を優先的に修理補強する。

3 電気

東京電力株式会社は、他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めている。復旧過程での二次災害の発生を防止するため、他ライフライン被災地域の町民に復旧状況や、安全確認についての広報を徹底するとともに、ガス事業者等や町災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

4 ガス

東京ガス株式会社は、応急復旧体制の確保、移動式資機材の整備、日本ガス協会との連携による他のガス会社への応援体制の確保などの対策を進めている。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などを進めている。

復旧過程での二次災害の発生を防止するため、事業所において被災地域の町民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、電気事業者等や町災害対策本部と相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。さらに、液化石油ガスについても（社）神奈川県エルピーガス協会鎌倉逗葉支部が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進める。

5 電話・通信

東日本電信電話株式会社は、停電時に備えて非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、非常用可搬型デジタル交換機、移動電源車、衛星通信車載車、可搬型無線車及び携帯用ポータブル衛星装置等を配備、電話・通信への輻輳時における優先通信の確保と一般電話利用制限の設定など応急活動のための対策を進めている。避難所及び防災関係機関等との通信の確保を図るため、特設公衆電話を設置するとともに、災害復旧体制を確立し、回線を早期に復旧するよう対策を進める。また、災害時には、東日本電信電話（株）では災害用伝言ダイヤル「171」を、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモではiモード災害用伝言板の運用を開始し、その旨報道機関を通じ広報を実施する。

第13節 広域応援体制等の拡充

町は、発災時における人的、物的資源の確保のために、日頃から自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結と訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急通行（輸送）車

両、医療品、食糧、生活必需品物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施し、自衛隊、警察及び消防機関との応援部隊広域活動拠点として、葉山町福祉文化会館を確保するなど多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努め、救援・応援機関の拡充と供給品目の充実を図り、救援機関が必要な機材、器具等の準備を行う。さらに、相互応援協定自治体を拡大し、その活動を確保するため特殊施設、器具の整理を進めるとともに、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう連絡体制の充実と、具体的要請内容を想定した訓練を行い、ボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう県、関係機関及び団体との連携のもと受け入れ体制等の整備に努める。

第14節 町民の自主防災活動の充実強化

地震災害発生の防止並びに発災時の被害軽減を図るため、本町、県及び防災関係機関が対策を講ずることは当然のことであるが、住民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し活動することが極めて重要である。

1 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、町内（自治）会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。また、結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るため指導、支援する。

2 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためにはあらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織も自主防災組織に位置付ける。

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

3 自主防災活動の活動基準

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらを

まとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては、通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(7) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

(1) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(I) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時にすぐに使用できるようにする。

(2) 警戒宣言時及び被害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、警戒宣言時には防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

連絡をとる防災関係機関

防災関係機関との連絡のための手段

防災関係機関情報を地域住民に伝達する責任者及びルートまた、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプなどを使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用

できる病院等医療機関を確認しておくものとする。

エ 避難の実施

町長、警察官等から避難勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。避難の実施にあたっては、次のことを留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

市街地 火災、落下物、危険物

山間部・起伏の多いところ かけ崩れ、地すべり

海岸地域 津波

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

(イ) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので十分注意する。

(ウ) 老人、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保持している食糧等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第15節 防災知識の普及

地震災害の発生の防止、又は災害発生時の被害の軽減を図るためには、あらかじめ町及び防災関係機関が災害対策を推進することはもちろんのことであるが、町民一人ひとりが自発的に行動することが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、地震防災上必要な防災知識の普及に努める。

1 防災知識の普及

(1) 防災関係職員に対する教育

職員に地震災害時の応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。

(2) 町民等に対する防災知識の普及

町民等を対象として、次により地震及び警戒宣言発令時の措置について、防災知識の普及を図る。

ア 広報紙の活用

イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

ウ 防災関係資料の作成、配布

エ 防災映画等の貸出し

オ 講演会の開催、自主防災活動に対する指導

カ 防災訓練の実施

(3) 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、地震時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置などについて知識の普及を図る。

(4) 防災上重要な施設の管理者等の教育

危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者等に対して地震時及び警戒宣言発令時の防災教育を実施する。

(5) 主な防災知識の普及事項

ア 地震災害全般に関する事項

(ア) 地震に関する基礎知識

(イ) 現行の地震防災体制

(ウ) 地震災害事例

(エ) 平常時の心得

(オ) 地震発生時の心得

イ 東海地震の事前対策に関する事項

(ア) 警戒宣言の性格及び措置の内容

(イ) 警戒宣言、東海地震に関する情報の正確な入手方法

(ウ) 警戒宣言発令時の心得

(エ) 警戒宣言発令時対策等の内容

2 町民の心得

(1) 平常時の心得

ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。

イ がけ崩れ、津波に注意する。

ウ 建物の補強、家具の固定をする。

エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

オ 飲料水や消火器の準備をする。

カ 非常用食糧、救急用品、非常持出品を準備する。

キ 地域の防災訓練に進んで参加する。

ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 警戒宣言発令時の心得

ア 正しい情報に基づき冷静に行動する。

イ 家庭の防災会議を開く。

ウ 建物、家具の安全点検を行い、補強、転倒防止をする。

エ 火気の使用を極力避ける。

オ 消火器、消火用水を点検する。

カ 飲料水、非常用食糧、救急用品、非常持出品を点検する。

キ 避難場所、避難道路を確認する。

ク 隣近所と地震時の協力について確認する。

ケ 自動車、電話の利用を自粛する。

(3) 地震発生時の心得

ア まず我が身の安全を図る。

イ すばやく火の始末をする。

ウ 火が出たらまず消火する。

エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。

ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。

コ 秩序を守り、衛生に注意する。

第16節 防災訓練の実施

町は、地域防災訓練の習熟並びに防災関係機関との連携強化、さらには、町民の防災意識の高揚等を図るため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

町は、毎年防災週間（8月30日～9月5日）に、町民、県、葉山警察、自衛隊、防災関係機関と協調して、通信、動員、災害対策本部運営、消防、災害警備、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施するとともに、自主防災組織、葉山警察及び防災関係機関等と連携した地域密着型の防災訓練を実施する。

2 通信訓練

町は、県及び防災関係機関と協調して、気象予・警報等災害情報の受伝達、災害発生時の被害情報把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に伝えるよう定期的に通信訓練を実施する。

3 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努め、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した訓練を実施する。

4 消防、水防訓練

町は、消防活動が円滑に行われるよう消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施する。

5 その他の訓練

町は大規模地震を想定した広域的防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した広

域防災訓練、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等に配慮した防災訓練、避難訓練を実施し平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時、町民の役割が明確になるよう努め、併せて防災資機材の利用方法の習熟に努める。

町は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施する。

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部の設置

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速に収集・連絡し、災害対策本部等の設置に向けて所要の体制に入り、災害対策本部等設置後は被害状況等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 地震情報等の受理・伝達

気象庁及び横浜地方気象台が発表する地震情報等の受理伝達は、次のとおりと実施する。

(1) 地震情報等の種類

- ア 地震情報
- イ 津波情報
- ウ 震度速報
- エ 各地の震度に関する情報
- オ 津波警報
- カ 津波注意報

(2) 地震及び津波に関する情報の発表等

ア 気象庁は必要に応じて地震及び津波に関する情報を発表する。

(ア) 神奈川県で震度1以上を観測した場合

(イ) 津波予報の東京湾内又相模湾・三浦半島に津波予報が発表された場合

(ウ) 地震(小地震を含む。)が続いて発生している場合

イ 津波注意報及び津波警報の発表は気象庁が行う。

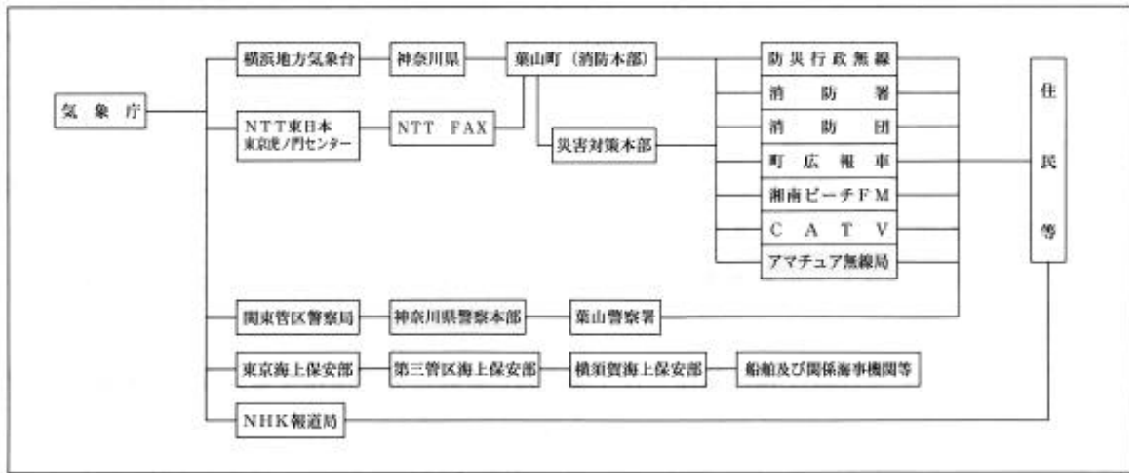
ウ 通信回線の障害により気象庁からの連絡報が受けられない場合で、かつ横浜が震度5以上の場合は、横浜地方気象台は独自に地震津波情報を発表することがある。

(3) 地震情報等の受理伝達

ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統図により迅速、的確に伝達する。

イ 県は、横浜地方気象台から受理した地震情報等について、町に伝達する。

ウ 町は、地震情報等を受理した時は、直ちに町民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。



2 職員の動員配備

(1) 配備体制

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

| 区分 | 体制 | 配備基準 | 配備人員 |
|---|------------------|--|---|
| 災害対策本部が設置されたとき | 事前配備 | 1 町に設置した地震計が震度4以上5以下を観測し、防災行政無線が自動放送されたとき又は震度情報テレメーターシステムが震度4以上5強以下を観測したとき | ア 総務課職員のうち、総務部長があらかじめ指定した職員、及び消防本部で防災に関わる職員 イ 被害状況等の収集及び事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な地震災害応急対策が行える体制 |
| | | 2 気象庁が津波予報区の相模湾・三浦半島に津波注意報を発表したとき又は「ツナミ」の津波警報を発表したとき | |
| | | 3 東海地震観測情報が発表されたとき | |
| 災害対策本部が設置されたとき | 一 号 配 備 | 1 町に設置した地震計が震度4以上5以下を観測し又は震度情報テレメーターシステムが震度4以上5強以下を観測し、かつ、災害が発生するおそれがあるとき | 地震災害応急対策が円滑に行える体制 |
| | | 2 局地的な応急対策を必要と認めるとき | |
| | | 3 東海地震注意情報が発令されたとき | |
| 災害対策本部が設置されたとき | 二 号 配 備 | 1 大規模な災害が発生し、広域的な応急対策を必要と認めるとき | 人員を大幅に増員し、地震災害応急対策が円滑に行える体制 |
| | | 2 東海地震予知情報が発令されたとき | |
| | | 1 大規模な災害が発生し、町内全域に応急対策を必要と認めるとき | |
| 2 警戒宣言が発令されたとき | | | |
| 3 気象庁が横須賀で震度6弱以上を観測し、発表したとき、震度情報テレメーターシステムが震度6弱以上を観測したとき又は、町に設置した地震計が震度6以上を観測したとき | | | |
| 災害対策本部が設置されたとき | 三 号 配 備 | 4 気象庁が津波予報区の相模湾・三浦半島に「オオツナミ」の津波警報を発表したとき | |

(2) 職員の配備体制

- ア 事前配備要員は、事前配備基準に該当する地震等が発生した場合、直ちに事前配備体制につく。
- イ 事前配備にかかわる指揮監督は、総務部長が行う。
- ウ 災害対策本部長は、職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、直ちに各部長に通知する。
- エ 各部長は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、あらかじめ定める配備編成計画に基づく配備体制をとる。

(3) 配備人員

配備人員は、各部長が定める配備編成計画において、配備体制別に定める。

(4) 緊急参集等

- ア 職員は、勤務時間外、休日等において、震度4以上の地震を認知した場合は、配備編成計画に基づき、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。
- イ 職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

資料

- 2 - 3 東海地震に関する情報
- 2 - 4 気象注意報・警報の受伝達
- 6 - 3 葉山町災害対策本部条例
- 6 - 4 葉山町災害対策本部事務分掌
- 6 - 5 配備体制

3 災害広報

地震災害時には、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 災害広報の実施

広報活動は、町長が実施するものとする。ただし、災害の状況に応じて消防部及びその他防災関係機関においても実施する。

(2) 広報内容

町は、町の区域を管轄する防災関係機関と調整を図り、町民等に対して次の事項等について広域活動を行う。

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、町民、利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、町及び報道機関に広報を要請する。

ア 広報内容

- (ア) 地震災害の状況に関すること
 - a 発生した地震情報
 - b 津波情報

- (イ) 避難に関すること
 - a 避難の指示、勧告
 - b 避難場所
- (ウ) 応急対策活動の状況に関すること
 - a 救護所
 - b 交通、道路、電気、ガス、水道等の復旧等
- (I) 住民生活に関すること
 - a 給水、給食供給
 - b 電気、ガス、水道等の二次災害の防止
 - c 防疫活動
 - d 臨時災害相談所の開設
 - e 安心情報
- (オ) 出火防止・初期消火に関すること

イ 広報の方法

町が行う広報の方法として、町防災行政無線、広報車、協定を締結している湘南ビーチFM、自主防災組織との連携等により行い、必要に応じて職員による現場での指示、広告等を作成し現地で配布、掲示することとする。

また、湘南ビーチFMのスタジオ、電波送信所が被災し放送不能となった場合は、消防本部防災行政無線室設置のFM予備放送設備を使用し、広報を実施する。なお、当設備は湘南ビーチFMの職員が運用する。

資料

2 - 9 津波警報等伝達系統図

4 被害情報の収集・報告

被害状況を迅速、正確に把握することは、要員や資材の確保、災害救助法の適用、応援の要請等災害対策の基本となる重要な事項である。

被害の種類は、人的被害、物的被害、機能被害の3種類である。得られた情報は、災害対策本部、県、関係機関に速やかに報告し、相互に情報交換を図り、応急対策に役立てる。被害の集計に際しては、重複集計に十分注意を要する。

(1) 被害情報のとりまとめ

収集した被害情報は、各部署で集約のうえ、その結果を災害対策本部に報告する。この場合、集約に時間を要すると判断される場合は、概数又は見込み数の速報とする。

(2) 被害調査の調査実施区分

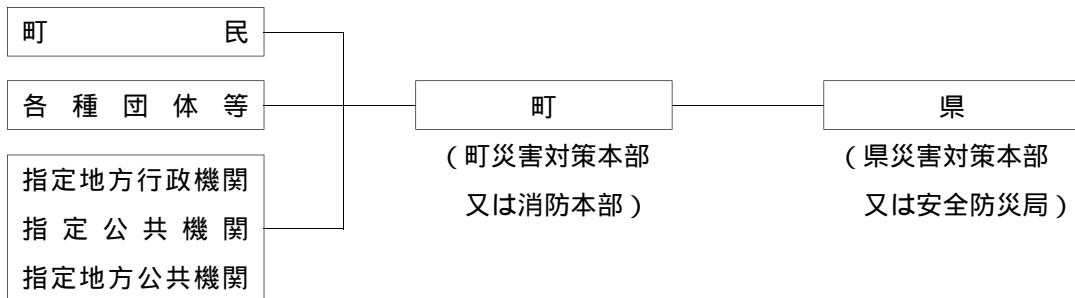
被害調査は、すべての災害対策活動の根幹となるものであり、災害救助法の適用もこの被害状況が基本となるので、迅速かつ正確な被害調査を実施できるような体制が必要である。調査の対象とそれぞれの調査実施部の分担は次のとおりである。

| 調査実施部 | 調査対象項目 |
|-------|---|
| 総務部 | 1 災害情報の受理伝達及び整理 2 住家、土地等 3 ライフライン（電気・電話・上水道・ガス） |
| 保健福祉部 | 1 保育園、福祉施設 2 医療施設 |
| 生活環境部 | 1 清掃施設 2 町内（自治）会館 3 町営住宅 4 下水道 |
| 都市経済部 | 1 公園、街路樹等 2 商工業、農林水産、観光及び港湾 3 道路、橋梁等 4 がけ地、急傾斜地等 5 河川 |
| 教育部 | 1 学校施設、社会施設 2 文化財 |
| 消防部 | 1 負傷者、死者等の人的被害 2 火災等による被害 3 危険物施設 |

(3) 被害状況及び災害情報等の報告

ア 報告の系統

報告の系統は次のとおりとする。



(4) 被害調査及び報告

ア 住家等被害

住家等の被害調査班は、住家、非住家等の被害調査表様式第1号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

イ 町有建物被害

町有建物被害調査班は、町有建物被害調査表様式第2号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

ウ その他の被害は、その他の被害状況調査表様式第3号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

エ 人的被害

人的被害調査班は、人的被害状況調査表様式第4号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

(5) 県への報告

県知事に対する報告は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線等により行うものとする。有線及び無線通信等が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告するように努める。

ア 災害発生報告

災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。また、被害状況が判明次第報告する。

イ 確定報告

被害が最終的に確定したときは、確定の報告を行う。

ウ 避難状況・救護所開設状況報告

避難を勧告又は指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。

(6) 関係機関等との協力

町、県、指定地方行政機関、地方公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互の被害状況等について情報の交換を行う。

資料

- 2 - 1 被害の分類認定基準
- 2 - 10 被害状況調査等様式
- 2 - 11 被害報告様式

5 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

ア 町長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、葉山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を解散する。

| 災害対策本部設置基準 |
|---|
| 1 気象庁が横須賀で震度6（弱）以上を観測し、発表したとき、震度情報テレメーターシステムにより震度6（弱）以上を観測したとき、又は町に設置した地震計が震度6以上を観測したとき |
| 2 気象庁の発表、震度情報テレメーターシステムの観測、又は町の地震計の観測にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき |
| 3 東海地震注意情報、東海地震予知情報又は警戒宣言が発せられたとき |
| 4 気象庁が、津波予報区の相模湾・三浦半島に「オオツナミ」の津波警報を発表したとき |
| 5 気象庁が、津波予報区の相模湾・三浦半島に「ツナミ」の津波警報を発表し、町内に津波による大規模な被害が発生したとき又は被害が発生するおそれがあるとき |
| 6 その他、町長が必要と認めるとき |

イ 町長は、災害対策本部を設置、又は解散したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

(ア) 県知事

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者

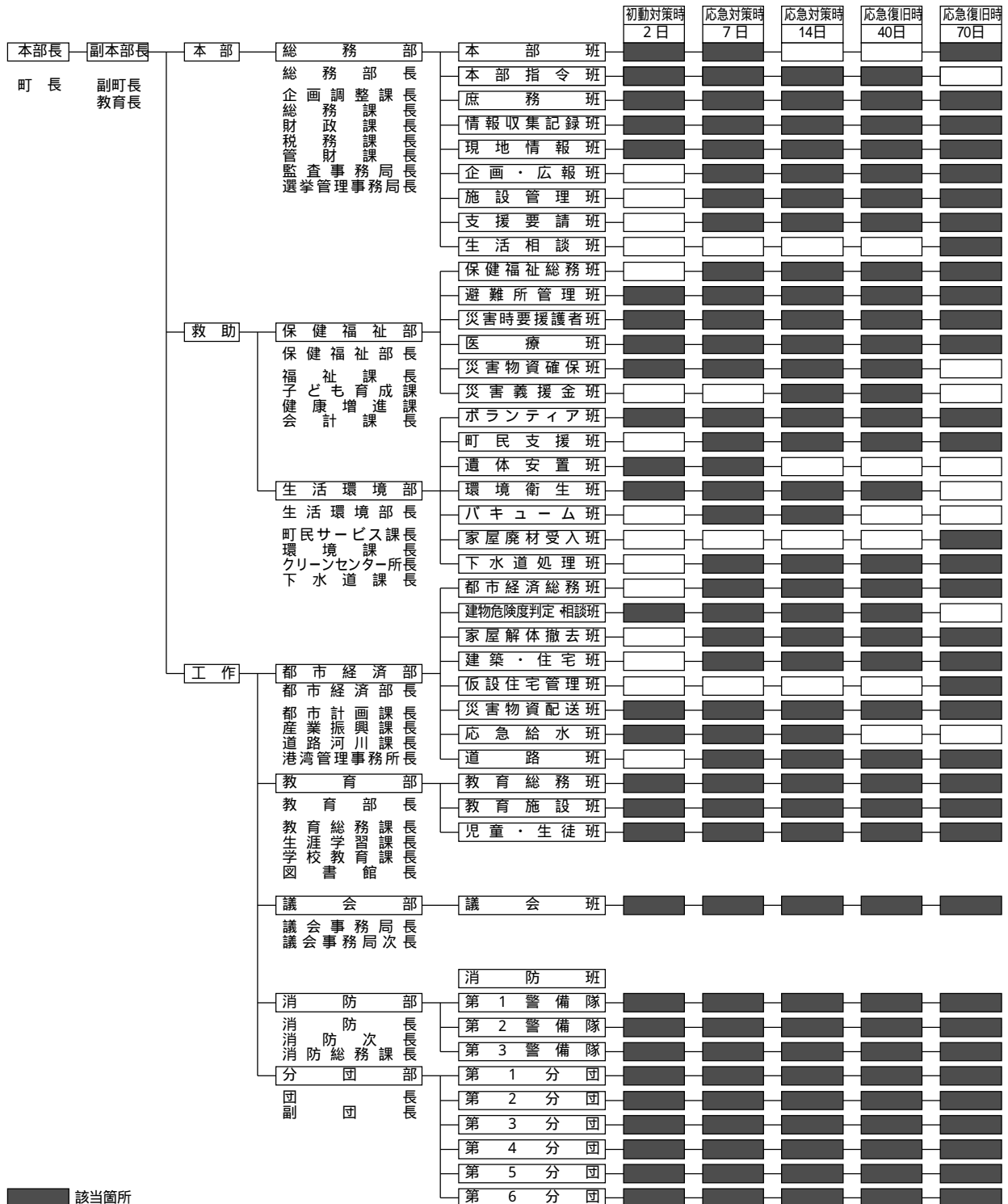
(ロ) 隣接市長

(2) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、町内における災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて、被害の著しい地域に現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織は、「葉山町災害対策本部条例」に定めるところであるが、その組織図は次のとおりである。



■ 該当箇所

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き消防庁舎会議室に設置する。

(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認められたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

6 通信の確保

現有の通信施設を適切に利用し、地震災害に関する情報、被害状況等の伝達、その他の災害応急対策に関する指令等を迅速かつ確実に実施するため、その体制について定める。

(1) 通信手段の確保

ア 災害時の通信連絡

(ア) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、又は無線通信により速やかに行う。

(イ) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話㈱が指定した災害時優先電話を利用する。また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼する。

イ 通信の統制

地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ 各種通信施設の利用

(ア) 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

(イ) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

エ 公衆電気通信施設使用不能の場合における措置

気象の予・警報又は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等については、神奈川県において神奈川県警察本部並びに日本放送協会横浜放送局、株式会社アールエフラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社と締結してある協定及び町において逗子・葉山コミュニティー放送株式会社（湘南ビーチFM）と締結してある協定に基づいて、県及び放送局に依頼するものとする。

(ア) 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

(イ) 災害時における放送要請に関する協定

a 日本放送協会

b アールエフラジオ日本（周波数 1422キロヘルツ）

- c テレビ神奈川
- d 横浜エフエム放送(株)(周波数 84.7メガヘルツ)
- e 湘南ビーチFM逗子・葉山(周波数 78.9メガヘルツ)

オ 通信施設の応急対策

(ア) 通信施設の防護

災害対策機関は、その所有または管理に係る通信施設の防護並びに保守について十分留意するとともに、被害を受けた場合の応急対策を樹立しておくものとする。

(イ) 通信施設の協力体制の確保

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため相互の連絡を密にし、被害を受けた通信施設の通信業務について協力するよう努めるものとする。

(2) 既設無線局の活用

災害時の通信連絡の確保のため、既設無線局の活用を図る。

ア 町内通信係

(ア) 葉山町防災行政無線

a 固定系

消防本部防災無線室又は役場総務課から、町内42ヶ所の受信所を操作して、地域住民に対する広報通信を構成

| 種 別 | | 設 置 場 所 |
|-----|--------|---------|
| 親局 | 送受信装置 | 防災行政無線室 |
| | 統制卓 | 〃 |
| | 遠隔制御装置 | 総務部総務課 |
| 子 局 | | 町内42ヶ所 |

b 移動系

消防本部を基地局として、役場移動局、各小中学校、消防団等が通信系を構成

(イ) 消防無線(消防・救急用)

消防本部を基地局として、各移動局との間及び移動局相互間の通信系を構成

(ウ) 県防災行政通信網

| 設 置 場 所 | 番 号 | 設 置 場 所 | 番 号 |
|-------------|------|----------------|------|
| 消防本部消防総務課長 | 9201 | 総務部総務課 | 9306 |
| 消防本部消防長室 | 9202 | 都市経済部産業振興課 | 9307 |
| 消防本部第三会議室 | 9203 | 都市経済部道路河川課 | 9308 |
| 消防本部予防係 | 9204 | | |
| 消防本部防災行政無線室 | 9205 | | |
| 消防本部消防署長 | 9206 | FAX(消防本部通信指令室) | 9200 |
| 消防本部通信指令室 | 9209 | FAX(総務部総務課) | 9300 |

(I) 警察無線

無線中継所経由、葉山警察無線局とパトカー移動局及び移動局相互間の通信系を構成

ア 町外通信系

(ア) 消防無線（県内波及び全国波）

県内及び県外消防相互間の通信系

(イ) 県防災行政無線

県庁無線統制局及び各無線中継局経由、役場及び消防本部と県庁、県出先機関、県内市町村、横浜地方気象台及び自衛隊との通信系

(ウ) 警察無線

各無線中継所経由葉山警察署及び所属車両と県警本部、県下警察署所属車両との間の通信系

(I) 携帯電話・衛星携帯電話

神奈川県、他市町村、防災関係機関等との電話通信網

(オ) その他

町内のアマチュア無線局に、災害時には協力を要請する。

資料

- 2 - 5 神奈川県防災行政無線系統図
- 2 - 6 町防災行政無線システム構成図
- 2 - 7 町消防・消防団無線システム構成図
- 2 - 7 - 2 その他の無線システム
- 2 - 8 町防災行政無線整備状況一覧表
- 2 - 12 携帯電話・衛星携帯電話番号一覧
- 6 - 6 葉山町防災行政用無線局管理運用規定

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、町民の一人ひとりが「自らの町は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努める。

また、町、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救護、消火及び医療救護活動を行う。

1 救助・救急、消火活動

(1) 町民、自主防災組織及び女性防火防災クラブの役割

ア 町民は、まず自身及び家族の身を守ることを最大限に努め、かつ、失火防止に努める。

イ 町民、自主防災組織及び女性防火防災クラブは、近隣において救出・救護活動を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力する。

(2) 自衛消防隊の役割

事業所等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として事業所での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

(3) 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と、連携し、発災直後の初期消火や被災

者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行う。

(4) 町による救助・救急、消火活動

ア 町は事前に定めた災害時の火災警防計画により消火活動を実施する。

消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図る。

イ 町は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと救命情報システムを活用して、広域的な救急活動を実施する。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行う。

ウ 町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画を定める。

エ 町は消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行う。

さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。

オ 町は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め迅速に連絡する。

カ 町は、東海地震注意情報が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な派遣準備等を行う。

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

ア 町は、町内医療機関及び逗葉医師会等の協力を得て医療救護活動を行う。

イ 医療機関は、備蓄医療資機材、医療品等を活用し、地域における医療救護活動に努める。

ウ 町は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行う。

エ 町及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システム等による情報連絡体制を活用して、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

オ 町は、傷病者等に対応するため、広域災害・救急医療情報システムによる情報連絡体制を活用して、必要に応じ被災地域以外の医療機関等の協力を求める。

カ 大規模災害にあっては、町内医療機関で対応できない傷病者等について、受入先医療機関の調整及び搬送手段の確保を県に要請する。

キ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請する。

(2) 救護所の設置

ア 町は、迅速な医療救護活動を実施するために救護所を設置し、自ら救護班を編成する。

イ 町は、救護所を設置し救護活動を行うとともに、必要に応じて県医療救護本部に対し、救護班の派遣を要請する。

(3) 医療（助産）救護活動

ア 町は、逗葉医師会等の協力を得て医療（助産）救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

また、地震情報や被害状況により必要と認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(7) 救護班の業務内容

- a 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- b 薬剤、治療材料の支給
- c 処置、手術、その他の治療
- d 病院、診療所への収容
- e 看護

(1) 応急救護所

次の場所に応急救護所を設置する。

- a 町立上山口小学校
- b 町立葉山小学校
- c 町立長柄小学校
- d 葉山町保健センター

(2) 救護班

救護班は、次のとおりとする。

- ・医師 1 名、看護師 2 名、その他の職員 2 名、計 5 名編成

イ 医療（助産）救護班の救援要請

町においては編成する医療救護班のみでは不足があると認めるときは、県及びその他関係機関に応援を要請する。また、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めるときは、県に対し医療（助産）救護班について要請を行う。

(7) 要請者 町長

(1) 要請先 知事（防災局）・その他関係機関

(2) 要請方法

次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

- a 派遣要請数
- b 派遣場所
- c 現地連絡先
- d 派遣期間
- e 被災状況、現地までの交通機関、その他特記事項
- f 要請先担当者の所属・氏名

ウ 医療（助産）救護活動の原則

医療（助産）救護班による活動は、原則として救護所において行うものとするが医療（助産）救護班を派遣させる時間的余裕がないなどやむを得ない事情があるときは、町は医療機関等において実施できるものとする。

エ 重症者等の搬送方法

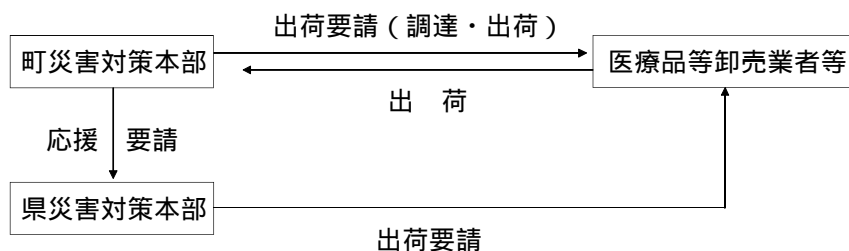
重症者等の後方医療機関（救急指定病院）への搬送は、原則として消防機関で実施する。ただし、地元消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班で確保した車両により搬送する。

道路の破損等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプター等により実施する。

(4) 医療品等の確保

救護活動に必要な医療品については、備蓄医療品等の活用及び調達計画に基づき調達するが、不足を生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

医療品等調達系統図



第3節 避難所の設置・運営

町は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

町民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難勧告が出された場合には避難する。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難をする。

1 避難の勧告又は指示

災害が発生し又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため、特に必要があると認められたときは、危険区域の居住者に対し、次に掲げる者が避難実施のため必要な勧告又は指示を行う。

(1) 町長の措置

町内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立退きの指示又は勧告を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官又は海上保安官の措置

災害現場において町長が避難のため立退きを指示することができないと認められる場合又は町長から要求があったときは、警察官・海上保安官は立退きを指示することができる。この場合、その旨を町長に速やかに通知するものとする。なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができる。

この場合、その旨を県公安委員会に報告する。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官等がその場にはいないときは、指揮官の命令により、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。

(4) 知事の措置

著しい危険が切迫していると認めるときは、知事若しくはその命を受けた吏員若しくは水防管理者(町長)は、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。

この場合は、葉山警察署長にその旨を通知する。

2 避難の勧告・指示の内容

町長は、避難の指示・勧告を実施する際、原則として次の内容を明示して行う。

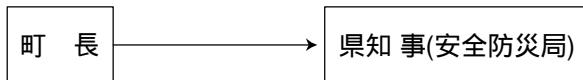
- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難勧告・指示対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

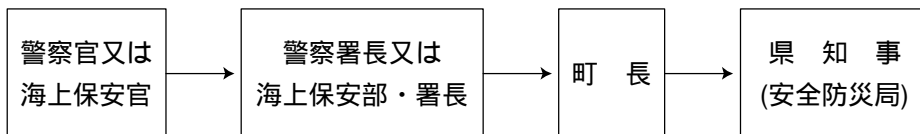
避難の勧告又は指示を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。

ア 町長の措置

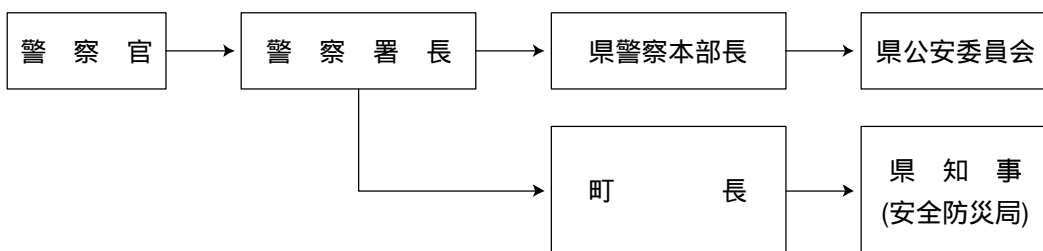


イ 警察官又は海上保安官の措置

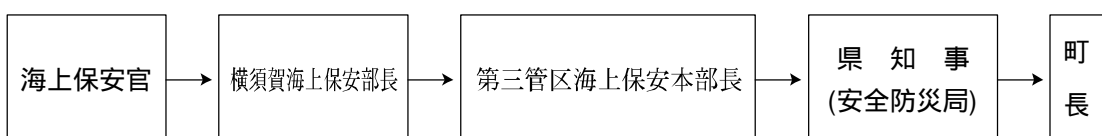
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



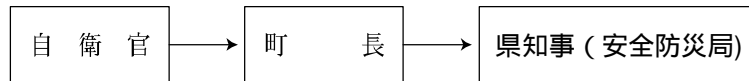
(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



(ウ) 職権に基づく措置



(I) 自衛官の措置



(2) 町民への周知等

町長は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車等を用いて町民への周知を実施する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

4 警戒区域の設置

- (1) 町長は、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命じることができる。
- (2) この場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

5 避難の準備

- (1) 町民は避難にあたって、あらかじめ次の点について措置する。
 - ア 火気の安全を確認すること。
 - イ 盗難防止処置をすること。
 - ウ 家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させること。
 - エ 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯すること。
 - オ 非常食糧、飲料水、手ぬぐい、ちり紙、最小限の着替え、懐中電灯、ラジオ、救急薬療等を携帯すること。
 - カ 服装はできるだけ軽装とするが、素足は避け、帽子、ずきん等を着用するとともに、雨衣、防寒衣を携帯すること。
 - キ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (2) 会社、工場等の事業所はそれぞれの消防計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等保安措置を講ずること。
- (3) 学校、大規模事業所、特殊建物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難する措置を講ずること。
- (4) 病院、福祉施設等で、多数の病人、身動きの不自由な者を収容している施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講ずること。

6 避難方法

災害の種別、特性等により、過去の発生例、地形、気象条件等から判断し、災害が発生するおそれがある場合に、危険地域の町民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告する。

避難の方法は、次のとおりとする。

- (1) 安全な地域にある親族宅、友人宅等への避難（この場合は、町内（自治）会等の責任者に連絡すること。）
- (2) 自主防災組織町内（自治）会において、あらかじめ選定した場所（一時避難場所）への避難
- (3) 実施責任者が指定した避難所又は避難場所への避難

7 避難所の指定

町長は、避難対策を円滑に実施するため、避難所を資料3-1のとおり指定する。

この避難所は、その機能を十分活用できるよう整備に努め、常時町民に周知するとともに、防災訓練等を通じて周知の徹底を図るものとする。

8 避難所の開設

(1) 避難所の開設場所

町長は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設する。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設する。

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域町民に周知するとともに、県をはじめ葉山警察署、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。

(3) 避難所の運営管理

ア 町長は、各避難所の適切な管理運営を行う。その具体化を図るため、それぞれの地域の実情に沿った避難所マニュアルを作成する。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努める。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

イ 町長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮するよう努める。

ウ 町長は、避難収容場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。

エ 町長は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト作成等を実施する。

また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設予定地のリストの作成に努める。

オ 町長は、避難所において救護活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。

9 避難路の通行確保と避難の誘導

警察官又は消防職員、その他の避難措置の実施者は、相互に連携し被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう避難路の通行を確保し避難先への誘導に努める。

10 滞留者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及び飲食店等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導する。

11 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、町は県と密接な連絡を取り事前に定められた県のマニュアル等に基づき、同法の応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。また、同法の適用がない場合、町長は建設業関連団体等の協力を得て実施する。ただし、町において処理できない場合は近隣市、県、国及び他関連機関の応援を求めて実施する。

(2) 公営住宅等への一時入居

被災者の一時入居のため、町営住宅等の空家や住宅を積極的に活用する。

(3) 民間アパート等の活用

民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し、提供について協力を要請する。

12 高齢者、障害者等への配慮

(1) 町は、避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては高齢者、障害者等に十分配慮する。高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障害者向け福祉仮設住宅の設置等に努める。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 町は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。

(3) 町は、避難所の運営にあたって、高齢者、障害者等健康に不安がある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。

(4) 町は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって町内に居住する外国人に十分配慮する。

(5) 自主防災組織は、高齢者、障害者等の避難誘導に協力する。

資料

- 3 - 1 一時避難場所一覧表
- 3 - 2 長期滞在避難場所一覧表
- 3 - 3 長期滞在避難場所の形態

第4節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

被災者の健康保持のため、町は、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生

- (1) 町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ救護所等を設ける。
- (2) 町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。
- (3) 町は、災害による子供、お年寄り等をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするために精神医や福祉ボランティア等の協力を得て必要な措置を講じる。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、町は被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行う。
- (2) 県は、第一種感染症及び第二種感染症のまん延を防止するため、必要と認める時は、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告する。
- (3) 町は、県の指示に基づき防疫対策を実施する。
 - ア 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法
 - イ そ族、昆虫の駆除
 - ウ 予防接種の指示
 - エ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与
- (4) 防疫実施の方法
 - ア 防疫体制の確立
被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。
 - イ 感染症発生状況又は防疫活動の周知
感染症が発生した場合、町は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。
 - ウ 清潔方法及び消毒方法の指示
町は、感染症予防上必要と認めた場合、県に対し、清潔方法及び消毒方法の指示を求め、必要な措置を講じる。
 - (ア) 清潔方法
 - a 町は、清潔方法の実施にあたっては、道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
 - b 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、町長は的確な指導あるいは指示を行う。

- c 町は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。
この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道週末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(イ) 消毒方法

- a 町は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。
- b 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

エ ねずみ、昆虫の駆除

(ア) 町は、県の指示に基づき、昆虫の駆除を実施する。

(イ) 町は、ねずみ、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現場確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

オ 予防接種の実施

(ア) 町は、感染症予防上必要と認められたときは、県の指示に従い予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を実施する。

(イ) 町は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないように措置する。

キ 予防内服薬の投与

町は、県の指示に従い、赤痢等の予防上やむを得ない緊急の措置として、予防内服薬の投与を行う。

資料

- 1 - 4 逗葉医師会
- 3 - 4 神奈川県医師会救護隊逗葉支部編成表
- 3 - 5 薬局一覧表
- 3 - 6 第2種感染症患者指定医療機関
- 3 - 7 消毒器材等一覧表

3 清掃対策

災害時のごみ及びし尿等を迅速かつ確実に収集処理するための必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 実施機関

被災地における収集運搬及び処理業務の実施は町長が行う。

(2) 実施方法

ア 収集運搬

被災地におけるごみ、し尿等の状況を把握し、環境課が主体となり、町内の業者の協力を得て収集処理する。

なお、収集車が不足する場合は、近隣市又は民間から借り上げて実施する。

イ 収集したごみ、し尿等は、町の処理場又は町長が指定する場所に一時集積して処理する。

資料

3 - 8 ごみ収集車両

3 - 9 し尿処理業者

4 遺体の搜索及び収容埋葬対策

地震災害時において、死亡していると推定される者の搜索並びに遺体収容及び埋葬については、次の方法により実施する。

地震災害時における遺体の搜索、収容及び埋葬は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事の委任により町長が行う。

(1) 搜索

死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容は、警察官、消防職員、消防団員等の協力のもとに、迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、遺体収容所に収容する。

ア 搜索の方法

(ア) 行方不明者の届出の受理は、災害対策本部で実施する。

(イ) 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を、行方不明者搜索届出書（様式第5号）に記録しておくものとする。

(ウ) 町長は、届出に基づき、関係部班に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施する。

(エ) 搜索に当たっては、地元関係者の協力、警察官の出動要請、その他機械器具の借り上げ、人員に不足を生じたときは、関係団体からの作業員の雇い上げにより、活動を実施する。

イ 遺体の発見、通報

(ア) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。

(イ) 町長は、見分・検視を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った場合には必ず警察に通報し、見分・検視を受けさせることを徹底する。

ウ 遺体の見分（検視）及び検案

(ア) 遺体の見分（検視）は、警察官が行う。

(イ) 遺体の検案は、警察協力医、医療救護班又は応援協力等により出動した医師が行う。

(ウ) 町長は検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 遺体収容所の設営及び遺体の処理

ア 遺体収容（安置）所の指定及び開設

(ア) 町長は、葉山警察署長と協議し、予め適当と認められる公共施設等を遺体収容（安置）所として指定しておくものとする。

(イ) 町長は、遺体の収容に際し、予め指定した遺体収容（安置）所を開設するとともに、住民等への周知を図るものとする。

イ 遺体の収容

(ア) 町長は、搜索等により発見された遺体を遺体収容（安置）所に収容する。この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察に引継を行う。

(イ) 町長は、見分（検視）及び検案が終了した遺体について、遺体処理台帳（様式第6号）及び埋葬台帳（様式第7号）を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札により身元を明らかにしておく。

ウ 遺体の身元確認

(ア) 町長は、葉山警察署、自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努め、身元不明者については遺体及び所持品の写真撮影を行うとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、所持品を保管する。

(イ) 町長は、身元不明者の身元確認のため、歯科医師会等への協力要請を行う。

エ 遺体の引渡し

(ア) 葉山警察署は、遺体の見分・検視及び検案が終了し、身元が判明した遺体については、家族又は関係者に引渡す。

(イ) 町長は、葉山警察署が行う遺体の引渡し作業に協力するとともに、遺体処理台帳（様式第6号）の作成整理に当たる。

(ウ) 葉山警察署は、身元の確認ができない遺体については所持品とともに町長に引渡す。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋火葬

(ア) 遺体を火葬に付する場合、埋葬台帳（様式第7号）を作成のうえ、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画及び同計画に定める遺体適正処理ガイドラインに沿った柩の調達・遺体の搬送手配等を実施するとともにその衛生状態に配慮し、また、必要に応じて神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て広域的な火葬の実施に努める。

(イ) 遺骨及び遺留品については、所定の保管所へ一時保管する。

(ウ) 家族その他遺骨及び遺留品の引取りを希望するものがある場合、整理のうえ引渡す。

(エ) 遺体の引取人がいない場合又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、埋葬台帳（様式第7号）を作成のうえ仮埋葬をする。

イ 身元不明遺体の取扱

(ア) 町長は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保存所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者取扱いとして指定された場所に移管するものとする。

(イ) 町長は、身元不明遺体の引取人の調査について、葉山警察署に協力を要請する。

(4) 必要な資機材の整備

町長は、葉山警察署、県、他の市町村等と協議し、遺体の安置に必要な棺、納体袋、シート、毛布等を整備するとともに、生花、焼香台等にも配慮する。

(5) 広報

町長は、遺体（死者）数、死者の氏名、身元不明死体の数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議し、正確な広報を行う。

資料

3 - 10 遺体収容施設

第5節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

町民の非常用備蓄等にもかかわらず災害の規模により食糧等（飲料水、生活用水及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、町は備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食糧等を供給する。

また、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動等を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いものあるいは調達に時間のかかるもの等について、事前の調達に努めるとともに、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努める。

1 飲料水、生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行う。

(2) 飲料水の確保

ア 町は、飲料水兼用貯水槽を利用して飲料水の確保を行うとともに、井戸水、海水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ 神奈川県企業庁水道電気局は、災害用指定配水池の緊急遮断弁を活用して飲料水を確保する。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急用水

町は、給水班を組織し、神奈川県企業庁水道電気局が確保した飲料水の他、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水等を活用して給水タンク、ウォーターバルーン等を積載した車両で応急給水を実施する。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。

また、給水が困難な場合は、隣接市及び県に対して支援を要請する。

イ 応急復旧

神奈川県企業庁水道電気局は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設の復旧に全機能を投入し、一日も早く給水装置を通じて給水できるように努める。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

2 食糧の調達・供給

(1) 供給方法

町は、備蓄食糧等を活用するとともに、主要食糧及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

(2) 主要食糧等の調達

ア 米穀、パン、即席麺

イ 乳幼児用粉ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰、漬物等）調味料

エ その他被災地周辺で容易に調達できる野菜等

(3) 調達方法

- ア 備蓄食糧等を活用した食料品の提供に努め、不足した場合には関係業者等の協定により調達し、供給する。
- イ 町において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達提供を依頼する。
- ウ 町長は、災害の状況により必要な食糧品等の調達が困難な場合は、県に支援を要請し、調達する。ただし、政府保有主要食糧については、交通、通信の断絶により食糧の引取に関する県の指示が得られない場合は、神奈川農政事務所に直接要請する。

(4) 炊き出し

- ア 避難場所、学校給食施設等を利用して町が実施する。
- イ 炊き出しにあたっては、地域の自主防災組織等の協力を得て行う。

(5) 供給・配分

- ア 食糧を供給するときは、避難場所ごとに責任者を定めて受入れを確認し、受給の適正を図る。
- イ 町民等への事前周知を徹底させ、公平な配分を行う。
- ウ 高齢者、障害者等災害援護者への優先配分を図る。

3 生活必需物資の調達・供給

(1) 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資を調達し、供給する。

また、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動等を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いものあるいは調達に時間のかかるもの等について、事前の調達に努める。

(2) 衣料・生活必需品等供給の対象者

災害によって住家の全焼、全壊、流失、半壊等により日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物品を直ちに入手することができない状態にあると認められた者とする。

(3) 生活必需物資の範囲

- ア 寝具
- イ 衣料
- ウ 炊事用具
- エ 食器類
- オ 日用品雑貨
- カ 光熱材料
- キ 燃料等

(4) 生活必需物資等の調達及び供給

- ア 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき町内業者から調達した生活必需物資、広域応援協定により調達した生活必需物資及び応援物資を被災者に供給する。
- イ 必要な生活物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請する。

(5) 調達した生活必需物資等の集積と配分

- ア 主な保管場所を各小中学校とする。
- イ 町民等への事前周知を徹底させ、公平な配分を行う。
- ウ 高齢者、障害者等災害援護者への優先配分を図る。

第6節 文教対策

災害発生時には、児童・生徒等（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図る。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、その情報の内容や生徒等の通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、生徒等を帰宅させるあるいは保護者等へ引き渡す。

1 児童生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、あらかじめ定められた計画に基づき生徒等の保護に努める。また、休校措置を決定した場合、生徒等への迅速・確実な連絡に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、生徒等のうち障害児については、学校等において保護者等に引渡すものとする。

東海地震注意情報が発表された場合、その情報の内容や生徒等の通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、生徒等を帰宅させる、あるいは保護者等へ引き渡す。

なお、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、生徒等を教室に集める。

イ 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 障害児については、あらかじめ避難体制等の組織を作るなど配慮をする。

オ 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

《在校外》

(1) 学校、教職員の対応

ア 校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導にあたる。

イ 避難場所として円滑に機能するよう活動する。

2 応急教育対策

(1) 応急教育対策

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被災状況の把握及び報告

校長等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により、施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開に努める。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

(4) 学用品の確保のための調査

ア 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。

イ 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して協力要請をする。

(5) 授業料減免等

被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部、又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

(6) 応急保育の実施方法

ア 幼児等の安全措置

保育園の長は、保育中に災害があった場合、幼児等の安全を確保するため、保護者が来園するまでの間、幼児等を保護するものとする。このため保育園においては幼児等のために最低1日分の食糧を備蓄しておく。

イ 幼児等の把握

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

地震発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送ルート確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入規制及び交通規制の実施

ア 県警察

(7) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

a 被災地域等への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能を確保する。

- ・ 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

b 緊急交通路確保のための交通規制等

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

c 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

d 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、通行の妨害となる車両、その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。

町内において、当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、葉山警察署長にその旨を通知する。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、葉山警察署・交通機関への連絡を行う。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等から情報に加え、交通監視用テレビカメラ等を活用し、航空隊との連携により、情報を収集する。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて町の協力を求める。

(3) 道路の応急復旧等

ア 町

町は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図る。

イ その他

(ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 路上の障害物の除去については、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(4) 航路の障害物除去

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、速やかに障害物除去等に努める。

イ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は、漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧を行う。

なお、港湾施設については、港湾管理者が、必要に応じ応急復旧を行う。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 海上交通の整理等

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められたときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、地震災害時の海上輸送を円滑に行うための、物資受入れ港としての機

能を確保する。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

町及び県は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

2 緊急輸送

(1) 町の緊急輸送

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

(2) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両及び船舶等により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医療品等の物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な要員・物資等

エ 医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

ア 上記第1段階の続行

イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

ア 上記第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他保護

- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法第33条に規定する標章及び証明書の公布手続きは、県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通機動隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

(3) 緊急通行車両の手続き

町長は、災害応急対策に従事する町の保有車両等について、事前に県公安委員会（県警察本部交通規制課）に届出する。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行う。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行うものとし、町で実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。
- エ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象

災害における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮する。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとし、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この保管場所については、関係用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、海岸、緑地等を一時使用する。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
 - ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
 - エ 避難地として指定された以外の場所
- (5) 除去に必要な機械、器具類の整備等
障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てる。
- (6) 障害物除去に関する応援、協力の要請
町は、町民の生命、財産を保護するため、必要に応じ県に障害物の除去について応援、協力要請を行う。

第8節 警備・救助対策

警察は、大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

1 陸上の警備体制の確立

- (1) 大地震の発生と同時に葉山警察署に警察署長を警備本部長とする葉山警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。
- (3) 葉山警察署警備本部と葉山町災害対策本部の間に必要に応じて、相互に情報連絡員を派遣し、連絡体制の確立を図る。

2 陸上の災害応急対策の実施

- (1) 把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
- (2) 葉山警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (3) 警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。
- (4) 警察は、津波注意報及び警報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波注意報及び警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。
- (5) 警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通道路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (6) 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活

経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

- (7) 警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

3 海上における警備・救助対策

(1) 横須賀海上保安部の任務

横須賀海上保安部は、地震災害が発生し、又は東海地震注意情報が発表された場合において、海上における人命・財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたることを任務とする。

(2) 災害応急体制の確立

地震災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、必要に応じ、横須賀海上保安部に現地対策本部を設置し、体制を確立するとともに所要の職員を関係自治体に派遣し、協力連携態勢を強化する。

(3) 横須賀海上保安部が実施する応急対策

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

イ 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。また、非常災害現地対策本部又は連絡調整本部が設置された場合には職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助等を実施する。

エ 傷病者、医師、避難者等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

オ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

カ 海上に大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置の指導又は防除措置を講ずべき者が防除措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命じる。

また、緊急の必要がある場合には、応急の防除措置を実施する。

第三管区海上保安本部長又は横須賀海上保安部長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ずることを要請するものとする。

キ 必要に応じて船舶交通の整理、指導、制限又は禁止並びに航路障害物の除去の命令又は勧告を行う。また、水路の水深の異常や航路標識が損壊したときは、応急標識の設置等を行う。

ク 特に必要があると認められたときは、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ケ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行い、犯罪の予防・取締りを行う。

(4) 葉山町が実施する応急対策

本町は、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部からの要請を受け海上における排出油等の除去等の措置を講ずる。本町及び関係機関は必要に応じて協力し、沿岸部への漂着油について海岸清掃等の汚染処理を行う。

資料

6 - 29 海上流失物処理要領

第9節 消防対策

地震、その他の災害が発生し、又は発生が予想される場合、町長からの指示に基づき、町民の生命身体及び財産の保護に努めるとともにその被害を防御し、又は軽減するために必要な事項を次のとおり定める。

消防計画の内容

消防計画の内容は次のとおりであるが、その詳細は消防計画に定めるものとする。

- 1 火災警備計画に関すること。
- 2 風雨警備計画に関すること。
- 3 震災警備計画に関すること。
- 4 津波警備計画に関すること。
- 5 救急活動警備計画に関すること。
- 6 救助活動（陸上・海上）警備計画に関すること。
- 7 その他の警備計画に関すること。

資料

6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定

6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領

6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定

第10節 ライフラインの応急復旧活動

発災後、直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行う。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を依頼するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐために、連携を図りながら復旧するように調節する。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を消防機関等に周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努める。

1 上水道施設（神奈川県企業庁水道電気局）

- (1) 上水道事業者は、あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。
- (2) 施設の損壊等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じたときは、災害対策本部等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知する。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請する。
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。
- (5) 送配水管等の復旧は、配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。
- (6) 仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため、状況によって設置するとともに、必要に応じて臨時給水栓を併設する。

2 下水道施設（町生活環境部）

災害が発生した場合において、下水道施設を速やかに復旧するため、あらかじめ定められた災害対策計画に基づき、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施し、排水機能の支障及び二次災害の恐れのある場合については復旧作業を速やかに行う。

- (1) 応急復旧活動を迅速に行うため、災害の状況により関係機関に協力要請を行う。
- (2) 応急復旧活動は排水、処理能力を維持するために総力をあげて復旧するとともに管渠・マンホールは崩壊等危険性の高い箇所を優先的に修理補強する。
- (3) 施設の被害状況及び復旧見込みについて積極的に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電気施設等応急対策（東京電力株式会社神奈川支店藤沢支社横須賀営業センター）

地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。

(1) 非常災害対策本（支）部の設置

本部を横須賀営業センターに置き、地震災害等の非常災害が発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処する非常態勢は次の区分による。

| 非常態勢の区分 | 非常事態の態勢 |
|---------|-------------------------------------|
| 準備態勢 | 災害が予想される場合 |
| 第1非常態勢 | 災害が発生した場合、又は災害が数時間以内に発生することが予想される場合 |
| 第2非常態勢 | 災害がはなはだしい場合、大規模な災害が予想される場合 |

(2) 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

ア 人員の動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にしておくものとする。

イ 社外者（請負業者）及び他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 設備の予防強化

配電の設備において、工事実施中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完了するか、補強又は応急措置を講ずる。

(4) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、地震災害時の円滑な防災活動を実施するため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講ずる。

(6) 災害時における広報

ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため需要家に対しPRする。

イ 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況・復旧予定等についての的確な広報を行う。

ウ 前記ア及びイについては、PR車等により直接、当該地域へ周知する。

(7) 被害状況の収集

全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

(8) 復旧順位

各設備の復旧順位は、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の最も大きいものから行う。

4 都市ガス施設災害対策

災害の発生に際し、ガス施設を防護し、被災地に対するガス供給を確保するためのガス供給機関の応急対策および協力について、次のとおり実施する。

(1) 実施機関

ガスの供給は、東京ガス株式会社が神奈川西支店に非常災害対策支部を設置して実施する。

(2) 応急対策

ア 防護保全対策

平常業務として、現場状況に応じて必要な箇所へは防護、修理、取替等の保全業務を行っているが、非常の際には地域・場所別に重点巡視・警戒を行う。

すなわち、

(ア) 見回り、巡回の重点実施

(イ) 情報・連絡による場所状況の調査

(ウ) 水害・冠水地域の整圧器の機能監視

(エ) 河川の増水状況の調査

(オ) 他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ

- (カ) がけくずれ地域の調査警戒
- (キ) 防護および応急機材の点検整備

イ 危険防止対策

危険防止については、災害情報、現場状況ならびに支部指令に基づき、巡視員が危険防止の応急実施に当たる。

- (ア) ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去
- (イ) ガス導管の損傷等危険と予想される箇所の供給遮断
- (ウ) ガス導管内へ流水防止のためのガス供給遮断
- (エ) 他工事関係の危険箇所の防護及びガス供給遮断

ガス供給遮断は、バルブ操作又はガス導管切断カップによる

- (オ) 災害による事故発生の場合は、中毒、火災等を考慮し、付近住民に避難の要請を行う。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間又は長日時停止できないので、災害現場状況により主に次の応急復旧作業に当たる。

- (ア) 供給上可能な範囲で供給系統をかえて現場遮断区域を最小限にくりとめるよう支部指令に基づき供給操作を行う。
- (イ) ガス導管の採水作業の早急実施
- (ウ) ガス導管の折損あるいは漏洩箇所の復旧修理
- (エ) その他現場の状況により適切な処理を行う

エ 地震時における供給及びその対策

(ア) 応急対策

非常災害対策支部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため、各班を通じて次の処置をとる。

- a 官公庁、報道機関及び社内各支部などからの被災状況等の情報収集
- b 製造所の製造量・送出量の調整・停止
- c 整圧所の受入量・送出量の調整・停止
- d 製造所・整圧所高中圧ライン状況に応じた放散
- e ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- f 導管損傷箇所のガス流出の防止
- g 被害状況及び措置に関する関係各機関、付近住民への広報
- h その他状況に応じた適切な措置

(イ) 復旧対策

非常災害対策支部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。

- a 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- b 供給停止地域については、復旧完了地域から順次ガスの供給を再開する。
- c 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- d その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 連絡先および受持区域

| 名 称 | 所在地・電話No. | 受 持 区 域 |
|------------------------|---------------------------|---|
| 神奈川西支店 | 藤沢市片瀬92 0466-26-0111 | 平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市 逗子市、相模原市、大和市、海老名市 座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 寒川町、大磯町、中井町、大井町 開成町、山北町、町田市 |
| 湘南導管 ネットワーク センター | 藤沢市大庭8210 0466-83-7943 | 同上 |

5 液化石油ガス応急対策

液化石油ガス応急対策については、それぞれの事業所において必要な措置を講ずる。

6 電話〔通信〕施設災害対策

(1) 東日本電信電話株式会社神奈川支店

ア 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被害状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行う。

イ 災害により、通信設備に被害が生じた場合又は、異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話、緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所等への特設公衆電話の臨時設置、非常用可搬型デジタル交換装置等の設置、電話受付所（NTT窓口）の開設、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害伝言板の運用開始、回線の応急復旧などの応急措置を実施する。

尚、「171」の提供開始や録音件数等提供条件は、NTT東日本で決定し、テレビ、ラジオ等でお知らせします。

ウ 公衆電話等の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難場所等を優先する。

エ 災害復旧の実施にあたっては、治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先する。

第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して、被災地町民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

1 被災者への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言・飛語等による社会的混乱

を防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表、伝達広報に努める。

(1) 町

ア 町民に対して、地震の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。

イ アマチュア無線等による地域情報の受入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

(2) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、町民や利用者への広報を実施する。

(3) 町、県及び防災関係機関

ア 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

イ 関東郵政局と県の相互協力に関する覚書に基づく郵政局等の広報活動を行う。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

町は地震により被害を受けた町民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間的経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。

(2) 臨時災害相談所の開設

県と相互に協力して被災地及び避難地等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し速やかに関係機関へ連絡して早期解決に努める。

(3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応じる。

(4) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援・食糧・水、衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援する。

3 応急金融対策の実施

(1) 日本銀行横浜支店の措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、補助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始ができるようあっ旋、指導等を行う。
また、必要に応じて、金融機関相互の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行は、災害の状況に応じ、必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置として、あっ旋、指導を行う。

- (ア) 預金通帳等を滅（紛）失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払い戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災地に対して定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (ロ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (リ) 損傷日本銀行券、補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議の上、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

(2) 日本郵政グループの措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いをする。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行う。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

また、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定等を結び、発災後速やかに営業を開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

第12節 ボランティア対策

ボランティアに対するニーズの把握、ボランティアの受付、調整等受入体制の確保に努めると共に、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。また、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、活動の円滑な実施が図れるよう支援に努める。

第13節 労働力供給対策

災害時における災害応急対策の実施に必要な労働力の確保は、次に定めるところにより実施する。

1 実施機関

災害応急対策の実施に必要な労働力の確保は、町長が行う。

2 労働力確保の実施方法

災害時における災害応急対策は町職員があたるが、特殊作業等で困難である場合又は労働力に不足を生じる場合は、町内建設、建築業者の応援を求めるほか、状況により県に対し、文書をもって要請する。

3 労働者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等の応急措置及び障害物の除去作業
- (2) 学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業
- (3) 被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資材の操作
- (4) その他、応急対策に必要な特命事項に関すること

4 要請手続

要請するときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 職種別求人数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間
- (4) 賃金の額
- (5) 作業日数

第14節 広域応援体制

町は、被害の規模に応じて、迅速かつ的確に、県や他市町村に応援をもとめ、被災地域における被害の軽減や被災者の救護など広域的な応援体制をとる。

1 広域的な応援体制

町長は、本町にかかる災害が発生し又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって応急措置を実施するため必要があると認めるときには、他市町村に対し、応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

2 関係機関に対する協力要請

協力要請の内容及び要請先

| 要 請 先 | 要 請 の 内 容 | 根 拠 法 令 等 |
|------------|------------------------|----------------|
| 指定地方行政機関の長 | 当該指定行政機関の職員の派遣要請 | 災害対策基本法第29条第2項 |
| 知 事 | 1 指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋要請 | 災害対策基本法第30条第1項 |
| | 2 他の地方公共団体の職員の派遣のあつ旋要請 | 災害対策基本法第30条第2項 |
| | 3 応援の要請及び応急措置の実施要請 | 災害対策基本法第68条第1項 |
| | 4 職員の派遣要請 | 地方自治法第252条の17 |
| 他の市町村長等 | 1 応援の要求 | 災害対策基本法第67条 |
| | 2 職員の派遣要請 | 地方自治法第252条の17 |

3 県に対する協力要請

町内に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

知事に対する応援等の要請は文書で行うことを原則とするが、文書で行うことが困難な場合は、県防災局に無線又は電話等により連絡し、あらためて文書により処理する。この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで知事に要請する。(災害対策基本法第68条)

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容(応急措置内容)
- (6) その他必要な事項

4 他市町村等との協力

災害時の応急対策の万全を期するため、平素から近隣市との協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

また、近隣市や消防機関との相互応援協定については、締結の促進と有効活用を図るものとする。

- (1) 近隣市との協力体制の考え方

被害の程度によって、他市町村等からの応援が必要と判断されるときは、それらの協力を求めて
応急対策を進める。そのためには、平素から近隣市との協力体制の確立に努めておく。

(2) 職員の派遣要請

他の市町村長又は指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する場合は、以下の事項を明
らかにして災害対策本部から要請を行う。

(地方自治法第252条の17、災害対策基本法第29条、同法施行令第15条)

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員表

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 消防機関との相互応援協定

既に締結されている消防組織法第21条の規定に基づく消防機関との相互応援協定を活用する場
合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続きを行い消防活動等の要請を円滑に行う。

5 自衛隊の災害派遣要請

大規模地震に際して自衛隊の派遣が必要と認める場合には、町長は県防災局を通じて、知事に災害
派遣要請を要求するものとする。

(1) 派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対してその旨依頼する。ただし
知事に派遣要請を依頼できない場合は、自衛隊に直接災害の状況を通知することができる。知事は、
地震災害の発生により人命及び財産の保護について、その必要を認めた場合、自衛隊に対し災害派
遣を要請する。派遣要請に係わる必要事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、おおむね次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導・輸送等

ウ 死者・行方不明者・負傷者等の搜索救助(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない
場合、他の救援作業等に優先して実施)

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車・防火用具による消防機関への協力

- カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路・鉄道線路上の転覆トラック・崖土等の排除・除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
 - キ 診察・防疫・病虫害防除等の支援
 - 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は町において準備）
 - ク 通信支援
 - 自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備
 - ケ 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
 - コ 炊飯及び給水の支援
 - 緊急を要し他に適当な手段がない場合
 - サ 救援物資の無償貸与又は譲与
 - 「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
 - シ 交通規制の支援
 - 自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
 - ス 危険物の保安及び除去能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保全措置及び除去。
 - セ 予防派遣
 - 災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。
 - ソ その他
 - 知事が必要と認め自衛隊の能力で対応可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。
- (3) 災害派遣要請手続き
- 町長は、県（安全防災局）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。
 - ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付するものとする。なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合はその旨及び災害の状況を最寄りの部隊等の長に通知し、事後速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 災害派遣部隊の受入れ体制
- ア 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
 - 町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に分担するよう配慮する。
 - イ 作業計画及び資材等の準備
 - 自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。
 - ウ 自衛隊との連絡窓口一本化
 - 派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にする。
 - エ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な整備を整える。

オ 町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

(5) 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣活動が完了した場合及び派遣の必要がなくなると認められた場合は、速やかに撤収要請をする。この場合、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう町長及び派遣を命じた部隊の長等と協議する。

(6) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- オ その他救護活動の実施に要する経費（負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。）

(7) 自衛隊への災害状況通知窓口

ア 通知窓口

- (ア) 陸上自衛隊に災害状況を通知する場合及び陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定せずに災害状況を通知する場合

| 担当区域 | 通知先 | 担当窓口 / 所在地 / NTT電話 / 防災無線 |
|------|-----------|---|
| 県内全域 | 第31普通科連隊長 | 第31普通科連隊第3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線(630・634) 4511 |
| | 第1師団 | 東京都練馬区北町4-4-1 03(3933)1161 内線(239) |
| | 東部方面総監 | 東京都練馬区大泉学園前 048(460)1711 内線(2256) |

(イ) 海上自衛隊の派遣を要する場合

| 担当区域 | 通知先 | 担当窓口 / 所在地 / NTT電話 / 防災無線 |
|-----------------------------|---------|---|
| 県内海岸全域 | 横須賀地方総監 | 横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500/4516 内線(2222・2223) 046(823)1009 (FAX) 4516 FAX 4515 |
| 県内海域全域 (主として航空機を必要とする場合) | 第4航空群司令 | 第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611 内線(2245・2246) |

6 民間団体との協力

災害時の応急対策をより効果的に遂行するため、防災関係機関のみならず、町内の民間団体の協力を得るため、事前に協定を結ぶ必要がある。応援要請等は、次のとおりである。

(1) 民間団体の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は、主に次のとおりである。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
- イ 公共施設の応急復旧作業
- ウ 応急仮設住宅の建設
- エ 建設資機材の調達
- オ 生活必需品の調達

(2) 民間協力団体は、次のとおりとする。

- ア 葉山町建設業協会
- イ 葉山町工業組合
- ウ JAよこすか葉山、葉山支店
- エ 葉山町漁業協同組合
- オ 大型店舗
- カ 葉山アマチュア無線クラブ
- キ 葉山町LPG防火協力会
- ク 神奈川県トラック協会横須賀三浦地区支部
- ケ 葉山町商工会
- コ 湘南重機有限会社
- サ 有限会社湘南ロードサービス
- シ 町内区域に新聞を配達する販売店7店
- ス (社)全国霊柩自動車協会
- セ 神奈川県葬祭業協同組合
- ソ 逗葉管工事業協同組合
- タ 逗子・葉山コミュニティ放送(株)
- チ (株)三和「葉山カンツリー」

(3) 民間団体への協力要請手続き

災害時に民間団体の協力を必要とするときは、その責任者に対し次の事項を明らかにして人員の派遣を要請する。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人員
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となる事項

(4) 民間団体の活動の調達方法

災害対策本部は、民間団体の協力を得て応急対策を進める場合、現地に派遣した町職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡にあたらせる。

7 自発的支援の受け入れ

(1) ボランティアの受け入れ

ア 町は、ボランティアの受け入れに際して、救助、救急、応急手当、介護被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネーター等といったボランティアの技能が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

イ 関係団体と相互に協力し、ボランティアの活動が円滑に図られるよう支援に努める。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

(2) 海外からの支援受け入れ

町は、非常災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

資料

- 1 - 1 神奈川県
- 1 - 2 市町村防災主管課一覧
- 1 - 3 消防機関
- 1 - 4 逗葉医師会
- 1 - 5 防災関係機関
- 6 - 6 葉山町防災行政用無線局管理運用規定
- 6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定書
- 6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領
- 6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定
- 6 - 12 災害発生時の応急対応に関する協定書（葉山町建設業協会）
- 6 - 13 協定書（神奈川県トラック協会横須賀三浦地区支部）
- 6 - 14 災害時におけるクレーン車に関する協定書（湘南重機株式会社）
- 6 - 15 災害時の船舶輸送に関する協定書（葉山町漁業協同組合）
- 6 - 16 災害時における応急復旧等の協力に関する協定書（有限会社湘南ロードサービス）
- 6 - 17 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書
- 6 - 18 災害時における情報収集等に関する協定書
- 6 - 19 災害時におけるLPガスの調達に関する協定書（葉山町LPガス防火協力会）
- 6 - 20 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（1）
- 6 - 21 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（2）
- 6 - 22 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（3）
- 6 - 23 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（4）
- 6 - 24 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
- 6 - 25 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書
- 6 - 26 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する葉山町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書

6 - 27 ずし・はやまエフエム緊急放送に関する協定書

6 - 28 災害時における応急給水に係る自動車輸送及び下水道施設等の応急措置に関する協定書

第15節 災害救助法関係

町長は、災害救助法適用の災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、県が実施する救助を補助する。

また、町民生活の安定のため、義援金の受け入れ等を行う。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 町長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨を請求する。

イ 知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

ウ 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定に基づく。

本町に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である、

(ア) 町内の滅失住家数 60世帯以上

(イ) 県内の滅失住家数 2,500世帯以上のうち

町内の滅失住家数 30世帯以上

(ウ) 県内の滅失住家数 12,000世帯以上であって

町内の多数の住家が滅失

(エ) 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に住居不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。

(2) 災害救助法の適用手続き

ア 災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるとき、町長は直ちにその旨を知事に報告する。

イ 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

ウ 災害救助法における救助の種類

(ア) 避難所、応急仮設住宅の供与

(イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 災害にかかった者の救出

(カ) 災害にかかった住宅の応急修理

- (キ) 学用品の給与
 - (ク) 埋葬
 - (ケ) 死体の捜索
 - (コ) 死体の処理
 - (カ) 障害物の除去
 - (シ) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
- (3) 町長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

防災関係機関は、必要に応じて、自立生活再建が速やかに図れるように、農業、漁業及び中小企業への融資、住宅関係の融資等の事務を行う。

2 義援物資及び義援金

(1) 義援物資の受入れ及び配分

町は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を国民に公表し、周知等を図る。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改善するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

(2) 義援金の受入れ及び配分

町は、義援金の配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

3 災害弔慰金等

- (1) 町長は、一定規模以上の地震災害により死亡した町民の遺族に対しては、災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対しては、災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

- (2) 町長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害防護資金の貸付けを行う。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付けを行う。

4 生業資金のあっ旋、融資

(1) 農林水産業関係

ア 農業振興資金

天災により農作物等に被害を受けた農業者等の経営安定と生業意欲の向上を図るため融資機関が災害復旧等に融資する資金について、利子補給を行い、被害農業者等の利子負担の軽減を図る。

イ 漁業災害等資金

天災により漁具、漁船等に被害を受けた漁業者等の経営安定に必要な資金を低利融資する漁業協同組合等に利子補給を行い、被害漁業者の利子負担の軽減を図る。

ウ 農林漁業金融公庫資金

(7) 農業

農業生産にかかわる建築物、農地等に被害を受けた場合、災害の復旧に要する資金について、農林漁業金融公庫が災害復旧資金を融資し、被害農業者の経営安定と生産意欲の向上を資する。

(1) 漁業

漁業生産にかかわる漁具、漁船、協同利用施設等に被害を受けた場合、農林漁業金融公庫が災害の復旧に要する資金について融資し、漁業者等の漁業経営の安定に資する。

(2) 商工関係（中小企業への融資）

天災により事業活動に支障が生じた中小企業の、経営安定に必要とする資金を低利で融資する。

(3) 住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

天災により被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設・購入資金及び補償資金の融資を行う。

(4) 福祉関係

生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として資金を貸付ける。

第16節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

1 水害・土砂災害対策

町及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については専門技術者等を活用して行いその結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行うとともに、災害のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を行う。

2 建築物及び敷地対策

葉山町は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、災害により被災した建築物が引き続き安全であるかどうかの判定作業をボランティアとしての民間建築士等の協力を得て行うことにより、住民の住に対する不安を解消するとともに、被災建築物による二次災害の防止に努める。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

ア 判定の関係機関

(7) 葉山町災害対策本部

判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(1) 神奈川県災害対策本部

判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(9) 神奈川県建築物震後対策推進協議会

震前に建築士等を対象に、判定士の要請や県、市町村職員を対象に判定コーディネーターの要請を行う。

(I) (財) 神奈川県建築安全協会

指定地方公共機関として、県災害対策本部の指示を受け、判定士を市町村災害対策本部に派遣要請する。

イ 判定の流れ

(7) 基本条件

この判定は市町村災害対策本部内に被災建築物応急危険度判定実施本部が設置されることを基本条件とする。

(1) 判定士の要請

災害対策本部が設置され管内の建築物の被害程度の把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、災害対策本部長より応急危険度判定実施の決定を行い、ただちに県災害対策本部に必要事項を記載の上要請する。

(9) 県知事及び市町村長にコーディネーターの応援要請

市町村災害対策本部に判定士が数十人、数百人集まって来ることから、被災した市町村長は地方自治法の規定により、判定士を指揮、監督する県及び市町村職員（コーディネーター）の応援を必要事項を記載の上要請する。

(I) 判定士の輸送及び宿泊所の確保

葉山町災害対策本部は判定士を輸送するため、指定地方公共機関のうち輸送関係機関に対して必要事項を記載の上、輸送依頼を行う。

(4) 判定準備

葉山町災害対策本部は判定作業の前日までに次の準備を行い、判定がスムーズに行えるようにしておく。

- a 判定マップと判定街区の割り当て
- b 判定士受入名簿と判定チーム編成
- c 判定調査票、判定標識、判定備品
- d 移動手段の確保

(4) 判定作業

判定作業は、市町村災害対策本部のコーディネーターの指示に従い実施する。

(4) 判定結果の表示

応急危険度判定は「危険」、「要注意」、「調査済」に区分けし、判定士は建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に貼り付けし、被災建築物の居住者が分かるように表示する。

(7) 判定結果のとりまとめと報告

- a 判定結果は行政対応や被災者からの問い合わせに活用するためパソコン等にインプットしデータベース化しておく。
- b 判定士は判定終了後、当日の判定結果を「応急危険度判定結果報告書」に基づき葉山町災害対策本部に報告する。

葉山町災害対策本部は県災害対策本部に対し必要に応じ、中間報告を行い、判定調査完了

後確定報告をする。

(ケ) 判定結果に対する措置

葉山町災害対策本部コーディネーターは、判定士が表示してきた「危険」建築物について再度現地調査を行い、「危険」建築物のうち、明らかに立ち入り禁止をすべき建物、近隣や道路に被害を及ぼす建物については葉山町災害対策本部として「立入禁止」の措置を行う。

ウ 住民への広報

実施本部は、判定実施区域の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報する。

(2) 被災地の危険度判定

災害発生後、余震や降雨による宅地の崩壊をもたらす人的二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士の協力を得て被災宅地の危険判定を行うものとする。

ア 判定士の関係機関

(ア) 葉山町災害対策本部

判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 神奈川県災害対策本部

判定士の派遣計画や判定活動の後方支援を行う。

(ウ) 被災宅地危険度判定士

判定士は、地震により被害を受けた宅地による二次災害を防止するために宅地の判定調査を行う。

イ 宅地危険度判定の方法

(ア) 要請

町は、地震発生後宅地の被害程度を把握し、宅地危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は応急危険度判定実施の決定を行い地震災害の規模に応じて知事へ宅地危険度判定士の派遣要請を行う。

(イ) 判定作業の準備

葉山町災害対策本部は、判定作業の前日までに次の準備を行う。

- a 判定マップの作成と判定街区の割り当て
- b 判定士受入れ名簿の作成と判定チームの編成
- c 判定調査表、判定標識、判定備品
- d 移動手段の確保

ウ 宅地危険判定の実施

(ア) 判定結果の表示

宅地危険度判定結果を判定標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害発生の恐れがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(イ) 判定結果の報告

宅地危険度判定士は、当日の判定結果を町災害対策本部に報告する。

町災害対策本部は、県災害対策本部に対し、中間報告を行い、判定調査完了後確定報告を行う。

3 高潮、津波などの対策

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事を行う。また、町は適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

4 爆発等・有毒物資による二次災害対策

(1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

さらに、県と協力し町内の工事等の立入検査を実施し、安全確認に努める。

(2) 町、県及び事業者は、有害物質の漏洩による二次災害防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第17節 津波対策

1 津波予報の実施方法

(1) 津波予報の種類及び実施基準

気象庁は、次の種類と基準により津波予報を実施する

| 種 類 | | 解 説 | 発表される津波の高さ |
|---------|-------|---------------------------------------|----------------------|
| 津 波 警 報 | 大 津 波 | 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 | 10m以上 8m 6m 4m 3m |
| | 津 波 | 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 | 2m 1m |
| 津波注意報 | 津波注意 | 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 | 0.5m |

ア 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

イ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警戒解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

ウ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報区

気象庁は、次の予報区に対し津波予報を行う。

| 津 波 予 報 区 | 区 域 |
|------------|--------------------------------------|
| 茨 城 県 | 茨城県 |
| 千葉県九十九里・外房 | 千葉県（野島崎南端以東の太平洋岸に限る。） |
| 千葉県内房 | 千葉県（野島崎南端以東の太平洋岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。） |
| 東京湾内湾 | 千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） |
| | 東京都（特別区に限る。） |
| 伊豆諸島 | 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。） |
| | 東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。） |
| 小笠原諸島 | 東京都（小笠原支庁に限る。） |
| 相模湾・三浦半島 | 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。） |

2 津波予報及び地震、津波に関する各種情報（以下「情報」という。）の発表機関

神奈川県に係わる津波予報及び情報は、原則として気象庁地震火山部が発表するほか、必要に応じて横浜地方気象台が発表する。

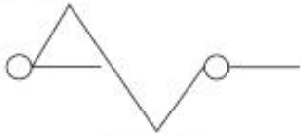

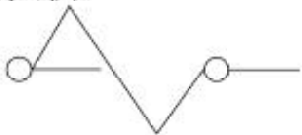
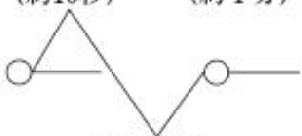
3 津波予報の伝達系統

津波予報は、気象業務法に定めるところにより、伝達系統図に従って県内関係各機関及び一般公衆に通知、通報、伝達される。

各機関は、津波予報を迅速、確実に伝達、処理するよう努めなければならない。

4 津波予報の標識

音響を用いて津波予報の報知を行う場合は、原則として次による。鳴鐘、吹鳴は適宜反復する。

| 津波予報の種類 | | 鐘 音 | サイレン音 |
|---------------|------|--------------------------|---|
| 津波 警報 | 津波 | ●—● ●—● ●—● (2点) | (約5秒)  (約6秒) |
| | 大津波 | ●—●—●—● (連続) | (約3秒)  (約2秒)(短声連続) |
| 津波 注意 報 | 津波注意 | ●—●—● ●—● (3点と2点との斑打) | (約10秒)  |
| | 津波なし | 鳴鐘、吹鳴しない。 | |
| | 解除 | ● ● ●—● (1点2個と2点との斑打) | (約10秒) (約1分)  (約3秒) |

5 町の措置

(1) 海面監視

強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波注意報が発表されたときは、速やかに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の津波注意の喚起を行い、直ちに海面監視を行う。

(2) 避難の勧告、指示

ア 町長は、海面監視により異常を認めた場合は、速やかに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の勧告、指示を行う。

イ 町長は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難勧告、指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(3) 県及び隣接沿岸市への報告、連絡

町長は、津波のため町民等に避難の勧告、指示をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市に連絡する。

6 その他防災関係機関の措置

(1) 県警察

県警察は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合において、町長が避難勧告・指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請があったとき、若しくは危険が切迫していると警察官自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の指示を行う。

(2) 第三管区海上保安本部（出先機関横須賀海上保安部）

横須賀海上保安部は、津波警報が発令された場合、又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

第18節 地震火災対策

地震並びに地震に起因する火災等の災害は予期し得ない事態が発生し相当大規模の災害に拡大し、消防部隊の活動を混乱させる恐れがあり、この計画実施の困難性は極めて大であるが、各部隊はできる限り適切な判断のもとに行動し、初期の目的を達するよう努めるものとする。

1 地震発生時の行動

当直責任者は、地震が発生した場合、その震度により危険性を判断の上、直ちに消防車等を屋外の安全な場所に待避させ、次の定めるところにより行動するものとする。

(1) 組織及び編成のため、消防長又は消防署長の指示により速やかに非直署員を非常招集する。

(2) 消防庁舎が倒壊したときは、消防長の指示する場所に移動し、引続き警備を行う。

(3) 消防署長は、可能な限り地震発生後における管内の道路、橋りょう等の状況を署員に調査させ交通の可能な是非について把握し、署員に周知するとともに消防長に報告する。

(4) 消防署長は、使用不能となった消防水利の状態及び資機材の損傷状況を速やかに把握し消防長に報告するとともに、出動部隊の再編成を行い多発火災に備える。

- (5) 各部隊の長は、出勤、帰署途上等において出来る限り付近一帯の状況を把握し、その結果を調査班に連絡する

2 市街地における同時多発火災の応急対策

- (1) 地震によって起る火災を防止するため、防災行政無線放送・広報車等を利用し、町民に出火防止等を極力早期に呼びかける。
- (2) 地震に起因する電話の途絶が発生した場合は、消防署員又は消防団員を高層建物に配し、火災の早期発見に努めるとともに、消防車により町内を巡回し、火災の早期発見に努め、その状況を消防本部に連絡し、火災の初期鎮圧を図る。
- (3) 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合の火災出勤は、消防長又は消防署長が行う特別の出勤指令によるものとする。
- (4) 消防団の警備
消防団は、受持区域内の巡回を行い火災の早期発見に努め、その状況を消防本部に連絡し、火災の初期鎮圧を図る。
- (5) 自主防災組織の警備
自主防災隊は、受持区域内の巡回を行い火災の早期発見に努め、火災を発見したときは付近に設置してある街頭消火器等を活用し、火災の初期消火を行うとともに、消防本部又は地元消防団に状況を報告する。

3 消防相互応援協定に基づく要請

消防長は、火災の延焼拡大により、本町の消防力のみでは対処できないと判断したときは、神奈川県消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

資料

- 6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定書
- 6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領
- 6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定

第5章 復旧・復興

第1節 復興体制の整備

大震災後、迅速かつ的確の震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備する。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関する総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長時間にわたり必要となるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害救助法、災害時相互応援協定に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れる。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し、支援を受け入れる。

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施する。

1 復興に関する調査

本計画第4章の「災害時の応急活動対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

町及び県並びに国は、長期型避難所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査する。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

町及び県並びに国は、漁港・海岸・下水道施設等被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行う。

(3) 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

ア 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い県に報告する。

(4) 生活再建支援にかかる調査

ア リ災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要なリ災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、リ災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

イ 震災離職者にかかる調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に係る。

調査を行い、離職者の特性等について把握する。

ウ 住宅再建に関する意向調査

町は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認を行う。

エ その他生活再建にかかる調査

町及び県は、災害時要援護者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査を行う。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

町及び県は、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア 事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対策及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行う。

イ 地域経済影響調査

町は、産業基盤施設被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査

を行い、地域経済への影響を把握する。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なるため、そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

2 復興計画の策定

町及び県は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため復興計画を策定する。

(1) 復興基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

町民、事業者が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくため、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となっていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なので、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範囲な分野にわたる事業を展開していく必要があるので、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合性を図る。

(3) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施策や復興事業は広範囲な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的な復興計画において規定する事項は次のとおりとする。

復興に関する基本理念

復興の基本目標

復興の方向性

復興の目標年

復興計画の対象地域

個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

復興施策や復興事業の事業推進方針

復興施策や復興事業の優先順位

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急、復旧事業、復興事業に係る財政需要見込み算定を行う。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税の措置など、十分な支援を国に要望する。

4 市街地復興

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中期、長期的な計画的市街地復興を図るかを検討する。

(1) 都市復興基本方針の策定

町及び県は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画等における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

(2) 復興整備条例の制定

町は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため条例を制定する。条例には、町・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示する。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、町及び県は、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

(4) 建築制限の実施

町及び県は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整備等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げにならないような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

町及び県は、町民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。また、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定する。

(6) 仮設市街地対策

町及び県は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を作成する。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町及び県は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公共住宅の供給を行う。また、公共住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

(1) 応急復旧後の本格復旧・復興

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化など耐震強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

ア 道路・交通基盤

町及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中、長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

イ 公園・緑地

町及び県は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備する。

ウ ライフライン施設

町及び県は、被災状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

エ 災害廃棄物等

町は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な産業廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成するとともに、建設業協会等関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物処理実施計画を作成する。また、家屋等の解体は原則として所有者が行うものとするが、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態を復元することが第1目標となっているが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、民間機関と連携し、共同することが大切である。

(1) 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、町及び県は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合

窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及び被災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由によって自立した生活再建が困難な世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県から被災者生活再建支援法人への拠出金運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害（自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、がけ崩れ、土石流等をいう。）

イ 10以上の世帯の住宅が全滅する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全滅する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊したア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(2) 対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、やむを得ない事由で住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態の継続が見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給金額（表に示す限度額の範囲内で、(1)～(8)に示す経費に対して支給）

| 区 分 | 合 計 | (1)～(4) | (5)～(8) |
|---------|--------|---------|---------|
| 複 数 世 帯 | 300 万円 | 100 万円 | 200 万円 |
| 単 数 世 帯 | 225 万円 | 75 万円 | 150 万円 |

(1) 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費、修理費

(2) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

(3) 住居の移転費又は移転のための交通費

(4) 住宅を賃借する場合の礼金

(5) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（限度額50万円）

(6) 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

(7) 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

(8) ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(注)大規模半壊世帯は(5)~(8)のみ対象(限度額100万円)

(注)長期避難世帯の特例として、避難指示が解除された後、従前居住していた市町村に居住する世帯は、さらに(1)(3)の経費について、合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注)他の都道府県へ移転する場合は、(5)~(8)それぞれの限度額の1/2

4 支給対象世帯

自然災害により、居住する住宅が全壊その他これらと同等の被害を受けた以下の世帯を対象とします。

| 年 収 等 | 支 給 限 度 額 | |
|--|-----------|---------|
| | 複数世帯 | 単数世帯 |
| 年収が500万円以下の世帯 | 300万円 | 225万円 |
| 年収が500万円を超え700万円以下である世帯で、かつ世帯主が45歳以上又は要援護者世帯 | 150万円 | 112.5万円 |
| 年収が700万円を超え800万円以下である世帯で、かつ世帯主が60歳以上又は要援護者世帯 | | |

要援護者：心身喪失、重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者などを構成員に含む世帯

5 支給金の支給に係る事務手続き

- (1) 市町村は、被害想定、支給金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送金する。
- (2) 県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村から報告をとりまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行う。
- (3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行う。

イ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付を行う。また、社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付を行う。

ウ 災害甲慰金、災害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害甲慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害見舞金を支給する。

エ 義援物資の受入れ及び配分

町は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。県又は町は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して

公表し、周知を図るものとする。

オ 義援金の受入れ及び配分

町は、義援金の配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

カ 生活保護

町及び県は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によって申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

キ 税の免除

町及び県は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申請等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討を行う。

ク 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

(2) 精神的支援

ア 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

町及び県は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

イ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点

町及び県は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行う。

ウ 被災児童・生徒こころのケア事業

町及び県は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

(3) 要援護者対策

ア 高齢者、障害者、児童へ支援の実施

町及び県は、高齢者、障害者、児童等の要援護者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等在宅サービス実施、入所施設等へ受入れ、福祉ボランティアの確保を実施する。また、障害者等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施する。

イ 外国人被災者への支援の実施

町及び県は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、多言語または振り仮名をつけた日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、り災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

(4) 医療機関

町は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等の検討依頼及び仮設診療所への支援を県に求める。

(5) 社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

町及び県は、要援護者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町及び県は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

ウ 福祉サービス体制の整備

町及び県は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するために、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

(6) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

町及び県は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用するため、感染症の発生等防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

イ 公衆浴場等の情報提供

町及び県は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報を提供する。

(7) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

町及び県は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

イ 児童、生徒等への支援

町及び県は、児童、生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入、転出手続きについても弾力的に取り扱う。

入試選抜等には、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受験の措置など、受験者間に不公平が生じないように、書類の締切りの延長や入学考査料納入の猶予、試験日程・会場の変更等を行うとともに、関係機関に要望を行う。

(8) 社会教育施設、文化財

町及び県は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

(9) ボランティア活動支援

町及び県は、物的、経済的支援のほか、町民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供する。

(10) 情報提供、町民相談

町及び県は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

7 地域経済復興支援

(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 相談・指導体制

町及び県は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。

相談にあっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。

イ 商談会、イベント等の活用

町及び県は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特別措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取り扱いを行うよう要請する。

イ 既存融資制度の活用の促進

町及び県は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

ウ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町及び県は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

エ 新たな融資制度の検討

町及び県は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討する。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

町及び県は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度等を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

カ 税の減免等

町及び県は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

町及び県は、被災状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

町及び県は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工場集団化事業の一環として、(財)神奈川県中小企業センターと連携を図りながら相談・指導を行う。

ウ 工場・店舗の再建支援

町及び県は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(財)神奈川県中小企業センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町及び県は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに町及び県のホームページ等を活用して情報提供を行う。

オ 発注の開拓

町及び県は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

カ 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

キ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

町及び県は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請する。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上等を利用した輸送ルートについても活用する。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

町及び県は、被災した農林水産業者の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

イ 既存制度活用の促進

町及び県は、被災した農林水産業者が速やかに生産等ができるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

ウ 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

第6章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 計画の目的

1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）に定める東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に警戒宣言発令前の東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）が発表されたときから、警戒宣言発令、地震発生までにおける事前対策について定め、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 計画の基本方針

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するために本町及び関係機関等が事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (2) この計画は、地震の発生が予知されてから、地震災害発生までの間における事前応急対策を中心に作成し、あわせて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等平常時における対策についても計画するものとする。

3 被害の想定

(1) 被害想定

大震法の施行により、本町及び防災関係機関が強化地域に準じて実施する地震防災応急対策、広報、教育、訓練及び地震発生後の応急対策の実施に資するため、地震災害対策計画第1章第3節に掲げる神奈川県が作成した東海地震に対する震度及び被害想定の内、町に係る部分を抜粋引用することとする。

(2) 都市型災害により予想される被害

本町は、起伏の多い丘陵地帯で、地質的にみても脆弱ながけ地等が多く、地震災害等を受けやすい地形的特質をもっている。

加えて、近年における急激な都市化現象の進展に伴い、宅地開発が進み、斜面地や低地への住宅建設の増加、建築物の密集化などをもたらしている。

さらに、生活水準の向上、生活様式の変化など社会的要因の増加による災害の危険要因も増大しており、これらを内包する要因からみて、地震災害による被害は、建物の破壊、火災等人名に直接危害を加えるおそれのあるものから、ガラスの破損、壁の剥離など多岐にわたるとともに、個々の施設の強度にはかなりの差異もあり、被害の態様も異なる。昭和53年6月の宮城県沖地震による仙台市の被害や、過去の震災例からみてこれらの不測の被害が予想される。

このため、被害の態様を詳細に列挙することは困難であるが、次の事項等について十分留意する必要がある。

ア がけ崩れ危険地域及び宅地造成等規制法施行以前に行われた開発による盛土、切土部分、擁壁等の崩壊

イ 地盤災害に伴って二次的に発生する生活関連施設（水道、ガス、電気、電話等）の被害

- ウ ブロック塀等構造物の倒壊危険
- エ 中高層建築物からの落下物の危険
- オ 屋内における家具類の転倒による被害

4 町の処理すべき事務又は業務の大綱

東海地震に係る警戒宣言等の発令によって、懸念される社会的混雑を未然に防止し、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、町がとるべき事前の応急措置に関し、防災関係機関と協力して、おおむね次の業務を処理する。

(1) 東海地震観測情報発表時

- ア 情報の収集連絡体制
 - (ア) 消防総務課防災係等の配備体制
 - (イ) 災害対策本部員の待機体制
 - (ウ) 情報の収集連絡体制

(2) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時

- ア 準備行動開始の意志決定
 - (ア) 職員の配備体制
 - (イ) 事前避難対策
 - (ウ) 医療救護対策
 - (エ) 児童、生徒等保護対策
 - (オ) 活動拠点の準備、資機材等の点検
 - (カ) 帰宅困難者対策
 - (キ) 消防対策
 - (ク) 電話（通信）の確保
 - (ケ) 上下水道施設の確保

イ 応援部隊派遣準備開始

- (ア) 応援、受援体制の確立
- (イ) 陸上輸送体制の確保対策
- (ウ) 海上輸送体制の確保対策
- (エ) 航空輸送体制の確保対策
- (オ) 広域応援対策・受援対策

ウ 物資調達準備開始

物資等調達対策

エ 住民への広報

東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時における広報対策

(3) 警戒宣言発令時

- ア 応急対策を行える体制
 - (ア) 全職員の配備体制
 - (イ) 消防体制の確立
- イ 地震防災応急対策の実施

(7) 関係機関の連絡調整

(4) 防災応急対策計画の運用

ウ 住民への広報

東海地震予知情報及び警戒宣言発令時における広報対策

5 公共的団体その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

本町地域内の公共的団体その他防災上重要な施設等の管理者は、本計画に定める事前の措置に係る防災業務との整合性を図り、それぞれの公共的な業務に応じ協力するものとする。

第2節 予防対策

東海地震に関する情報の内容について、正確な知識の普及に努める。

1 地震防災応急対策計画

(1) 地震予知に関する知識の普及

町は、東海地震で予想される被害等について知識の普及に努める。また、東海地震に関する情報の内容について、正確な知識の普及に努める。

(2) 警戒宣言発令時対策に関する知識の普及

町は、警戒宣言が発令された場合に各防災関係機関が行う対策や各種の規制情報、住民のとるべき行動等についての知識の普及に努める。

第3節 東海地震に関する事前対策

1 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発令された場合の対応

(1) 情報内容と町の対応方針

町は、東海地震に関する情報の区分に応じ、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるように次の対策をとる。

| 情報等の種類 | 情報の内容 | 配備体制 |
|----------|--|---|
| 東海地震観測情報 | 東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合(少なくとも、1ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について、直ちに評価できない場合等。)に発表する情報 | 平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制(事前配備) |
| 東海地震注意情報 | 東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合(2ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合等)発表する情報 | 情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制(1号配備) |
| 東海地震予知情報 | 東海地震の発生する恐れがあると認められた場合(3ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合等)発表する情報 | 事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制(2号配備) |
| 警戒宣言 | | 全職員を動員して、地震災害応急対策が円滑に行える体制(3号配備) |

- (2) 気象庁から東海地震観測情報が発表された場合には、第4章第1節2「職員の動員配備」に基づき、警戒配備体制をとり、防災行政無線による県からの情報収集、各部長への連絡をとり、災害対策本部員は、待機体制をとる。(事前配備)
- (3) 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合には、第4章第1節2「職員の動員配備」に基づき、職員を参集し警戒配備体制をとり、防災行政無線による県からの情報収集にあたる。(1号配備)
- (4) 気象庁から東海地震予知情報が発表された場合には、第4章第1節2「職員の動員配備」に基づき、職員を参集し、配備編成計画に基づく配備体制をとる。(2号配備)
- (5) 警戒宣言が発せられた場合の対応
警戒宣言が発せられた場合、第4章第1節2「職員の動員配備」に基づき、全職員を動員し、地震災害応急対策が円滑に行える体制をとる。(3号配備)

2 災害対策本部の設置等

(1) 葉山町災害対策本部の設置

町長は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、直ちに葉山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

ア 災害対策本部が設置されたときは、直ちに防災関係機関に通知する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、消防庁舎入口に本部の表示をする。

(2) 災害対策本部の解散

災害対策本部長は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除され又は災害の発生するおそれなくなると認められたときは、災害対策本部を解散する。

(3) 災害対策本部の業務

災害対策本部は次の業務を実施する。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の受伝達

イ 町民への情報提供

ウ 発生後における応急対策の事前準備

エ 防災関係機関の業務に係る連絡調整

オ その他地震防災応急対策の実施

(4) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び葉山町災害対策本部条例(昭和38年葉山町条例第17号)に定めるところによる。

3 職員の動員配備

(1) 動員の指令

町長は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合は、直ちに職員の動員を指令する。

(2) 配備体制

職員は、動員指令を受けた時又は報道に接した場合は、次の配備体制に従い、速やかにあらかじめ指定された場所に参集し、事前配備につくものとする。

4 動員指令の伝達

(1) 勤務時間内

本庁 町内放送、電話等による。

出先機関 防災行政無線、電話等による。

(2) 勤務時間外

勤務時間外の連絡については、電話による伝達とするが、通話不能の場合も予想されるので、職員はテレビ、ラジオ、広報車、地震防災信号等による情報の収集に積極的に努め、動員指令を待つことなく自己の判断により参集するものとする。

5 動員除外者

(1) 病弱者、身体不自由者等で応急活動に従事することが困難であると所属長が認めた者又は急病、負傷等で参集が不可能な者

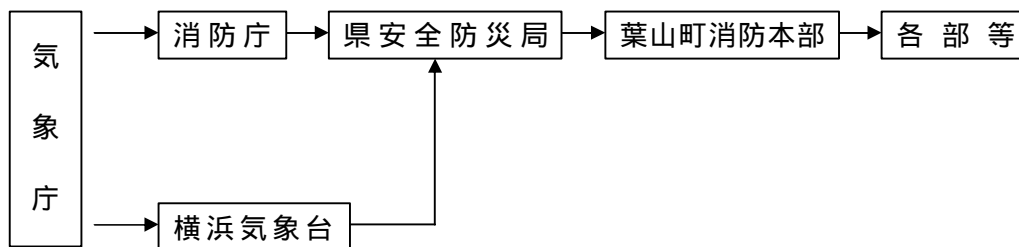
(2) その他所属長が認める職員

6 東海地震に関連する情報、警戒宣言の情報伝達

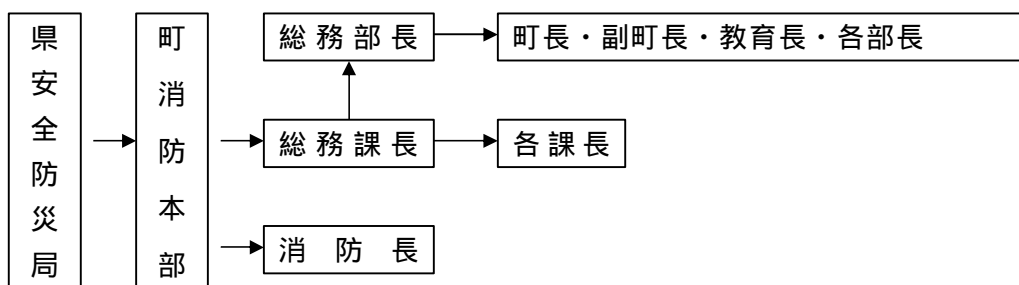
警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、その他これに関する情報を入手したときは、次の系統図により伝達する。

(1) 東海地震に関連する情報

ア 勤務時間内の情報伝達

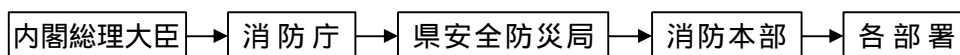


イ 勤務時間外・休日の伝達経路



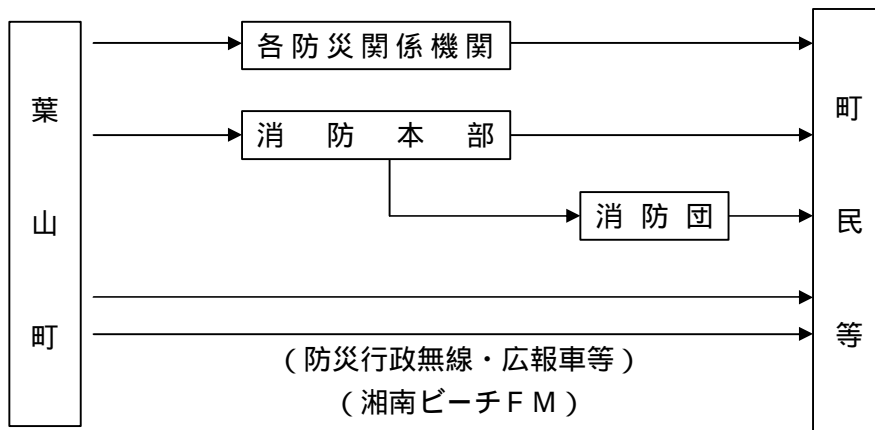
(2) 警戒宣言

ア 警戒宣言の伝達

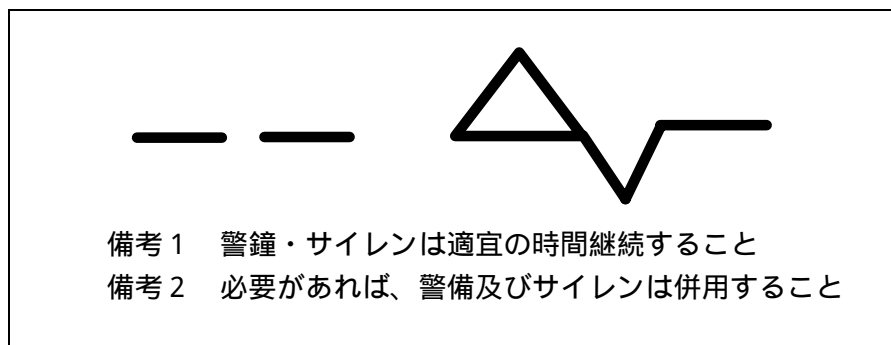


イ 警戒宣言については、防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段をもって地域住民に伝達するほか、総理府令による地震防災信号を活用し伝達するものとする。

(7) 町民等への伝達経路



(4) 地震防災信号



資料

2 - 3 東海地震に関する情報

7 広報対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、あらゆる広報機能を活用し、町民等に迅速かつ的確な情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

(1) 広報内容

広報の実施事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容
- イ 事業所がとるべき応急対策実施の呼びかけ
- ウ 地域住民がとるべき措置
- エ 交通規制に状況等地震防災対策の内容と実施状況
- オ その他状況に応じて町民等に周知すべき事項

(2) 広報の重点

広報を実施するにあたっては、次の事項に留意し、的確、迅速に行うものとする。

- ア 冷静な行動をとる。

- イ 不要な火気の始末をすること。
- ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- カ 自動車による移動を自粛すること。
- キ 事前避難を必要とする地域以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅等での待機等安全な場所で行動すること。
- ク 食料品の買出し等の外出は自粛すること。
- ケ 電話の使用は自粛すること。
- コ 地震予知情報等の内容。
- サ その他生活関連情報等、住民が必要とする情報。

(3) 広報の手段

防災行政無線、広報車、地震防災信号等あらゆる広報手段をもって、外国人に配慮した広報の徹底を図り、その他必要に応じて協力を要請するものとする。

(4) 情報パニック防止対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言の発令、その他地震予知情報等による情報パニックを未然に防止するため、町庁舎、消防本部を当面の情報拠点として設定し、地域住民に対する正確かつ迅速な情報の伝達を実施するものとする。

また、県との協力体制を密にし、情報の周知徹底を図るものとする。

(5) 町民に対する呼びかけ（広報例文）

東海地震注意情報及び東海地震予知情報発令時

「町民のみなさん、こちらは葉山町長です。

ただ今、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報ですが、すぐにこの地震が発生することを意味するものではありません。

今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発表されることとなります。

従って、町民のみなさんは、どうか落ち着いて行動してください。

「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、町や防災関係機関では、地震の被害をできる限り小さく抑える措置や、応急対策活動の準備を始めています。

そこで、私からみなさんに、是非お願いしたいことがあります。

一つ目は、町やテレビ・ラジオなどの公共機関を通じて、正確な情報を把握してください。

特に、今後の状況の変化や国、県、町からのお知らせやお願いに、十分注意を払ってください。

二つ目は、不要不急の旅行や・出張や自動車の使用を控えてください。

三つ目は、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など、地震への備えを始めてください。

警戒宣言発令時

「町民の皆さん、こちらは葉山町長です。
先程、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
現在、町では警戒本部を置いて交通規制や広報活動を開始しました。町民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。
そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。
第一は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。
デマや流言に惑わされないでください。
第二は、地震で最も恐ろしいのは、火災による被害です。火の取扱いには十分に気をつけてください。
第三は、まず水を貯えてください。次にラジオ、懐中電灯、当座の食糧や医療品などの非常持出しを確かめておいてください。
繰り返し申し上げます。
私は葉山町長です。
先程、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
町民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。」

* 伝達体制

発令時に防災行政無線を活用し伝達する。
町長からの警戒宣言の後、必要の都度広報する。
次の部署に常置する。
災害対策本部・防災無線室・広報車

8 町が管理又は運営する施設に関する対策

地震災害発生時に予想される被害を防止するため、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき町が管理し、又は運営する施設、設備についての、応急的措置について定めるものとする。

(1) 道路

道路管理者は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡回を実施して状況を把握し、交通制限、工事中の道路における工事の中断等道路管理上必要な措置を実施するものとする。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定めるものとする。

(2) 下水道、河川、漁港

下水道、河川、漁港管理者は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡回を実施して状況を把握し、工事の中断及び危険箇所等の安全措置を講ずるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置等の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定めるものとする。

(3) 不特定多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、会館、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等の来庁者等への伝達
- (イ) 来庁者等に対する退避、安全確保のための措置
- (ウ) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- (エ) 火気使用を極力制限し、出火防止措置の実施
- (オ) 受水槽の水量、貯水及びプール、ろ水機の点検
- (カ) 消火栓、火災報知設備、消火器等消防用設備の点検整備と事前準備
- (キ) 発火、流出及び爆発のおそれのある危険物等の安全点検
- (ク) その他管理する施設、設備について特に必要な点検措置

イ 個別事項

- (ア) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする児童、生徒等がいる場合にはこれらの者に対する保護の措置
- (イ) 社会福祉施設にあつて、重度障害者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (ウ) 保育園にあつては、在園児童の引渡し完了するまでの間における保護の措置

なお、各施設ごとの個別事項の具体的な実施方法及び実施体制については、それぞれの施設等において、別に定めるものとする。

(4) 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される消防本部等の地震防災応急対策上重要な施設にあつては、防災対策上必要な点検・整備を講ずるほか、必要な対策要員の確保、資機材の点検搬入、配備等を講ずるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 本部設置に必要な資機材及び緊急車両の確保

(5) 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については安全対策を講じ、原則として工事を中断するものとする。

9 事前避難対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時における事前避難は原則として行わないものとする。ただし、事前避難の必要があると認められるとき、又は被害が予想される場合は、町民の生命及び身体の安全を確保するため、避難の指導等を行うものとする。

(1) 避難の指導等

事前避難の地域は特に定めがないが、がけ崩れ危険箇所等地域の事情等を考慮して、各施設ごとの避難場所をあらかじめ定めておくよう指導するとともに、東海地震注意情報、東海地震予知情報

及び警戒宣言が発せられた場合の、安全措置として、事前避難を行う必要があると思われる場合は、その地域の町民に対し、防災行政無線、広報車等により避難するよう周知するものとする。

(2) 避難方法

町民が混乱無く自主的に避難行動ができるよう、あらかじめ町と自主防災組織等との連携を図り、避難方法等を定めておくものとする。

ア 避難路の確認

避難場所へ至る経路は、各地域ごとの距離等を考慮し、平常時から安全性等の確認をしておくものとする。

イ 自主防災組織等との連携

自主防災組織等の協力を得て、各組織ごとに在宅の老人、乳幼児、不自由者、病人及び妊産婦等の避難の際に、他人の介護を必要とする者の人数及び介護者等の有無について、把握に努めるものとする。

ウ 避難行動

避難の指導等が行われたとき、その状況によって自主防災組織等が主体となって避難するものとする。

エ 避難時の留意事項

避難する場合、町民等は次の事項に留意するものとする。

(ア) 食糧、飲料水、寝具等生活必需品は、原則として自給によるものとし、指導等を行う際に徹底を図る。

(イ) 避難地域に該当する町民全体で集団による避難を原則とする。

(ロ) 留守となる住居の防火、防犯に十分留意する。

(ハ) 身勝手な行動はとらず、リーダーの指示に従って行動する。

(3) 避難状況等の把握及び報告

避難所管理者は避難所の置ける避難の状況等を把握し、その状況を災害対策本部に報告するものとする。

10 飲料水の確保

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所及び逗子水道営業所は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、増加する水需要に対して給水を確保するため別表に定める組織に基づいて次の措置をとるものとする。

(1) 給水量の事前確保

町民の緊急貯水の対応に合せ、配水池への入水量の増量を図る。

(2) 配水池の水量確保体制

鎌倉・逗子営業所管内配水池のうち、指定配水池3池については、発災時及び発災後における飲料水確保（久木低区配水池10800、桜山低区配水池4140、一色配水池500）のためあらかじめ指定された職員が流出入弁操作位置につく。その他の職員は別表の組織表に定められた分担業務を行う。

(3) 応急給水支援体制

町民に対し、発災の日から1人1日3リットルの飲料水を確保することに努め、かつ、町の応急

給水活動を可能な範囲で支援する体制を確立する。

また、町の給水活動を支援するための応急給水用資機材を常備し、必要な場合は貸出をする。

(4) 応急復旧体制

被災水道施設の応急復旧を円滑に実施するため、人員、資材の確保に努める。

(5) 広報の依頼等

地震発生に備え、住民に対する緊急貯水の要請を町に依頼する。また、災害発生後は、応急給水の実施方法、水道施設の被害状況及び復旧見込等について、的確な情報を町に提供し住民に対する広報の実施を依頼する。

神奈川県企業庁水道電気局地震災害営業所対策本部組織及び分担業務（鎌倉水道営業所）

| 組織及び名称 | 東海地震注意情報発表時等 | 発震後 | 主に担当する部課 |
|--------|---|--|----------|
| 庶務班 | 1. 東海地震注意情報等の収集 2. 緊急貯水に関する広報の要請等 3. 関係市町等との連絡及び情報交換 4. 配車計画及び車両借上げ 5. 動力用燃料の確保（車両用及び発電機用） 6. 動員職員の食料等の確保 7. 非常用電源設備の点検と確保 8. 管工事組合との連絡、調整 | 1. 水道施設の被害状況の把握 2. 関係市町との連絡 3. 関係市町に対する応急給水及び広報等の要請 4. 動員職員等の食糧等の確保 5. 配車計画及び車両借上げ 6. 災害に係わる物品購入 7. 動力用燃料の確保 8. 非常用電源設備の運用 9. 災害記録のとりまとめ及び報告 10. お客様からの照合対応 11. サービス型営業所及び支所との連絡 12. 管工事組合各支部及び連合会各組合との連絡 13. 現地対策本部との連絡 14. 関連工事業者への協力依頼 15. 水道施設の復旧見込みの把握 16. 外部応援受入れ | 管理課 |
| 給水班 | 1. 緊急給水機器の点検配備 2. 給水用具の確認及び搬出 | 1. 水道施設の被害状況調査（管路パトロール） 2. 指定配水池における給水活動 3. 市町の要請に基づく応急給水資機材の貸し出し等 4. 臨時給水栓の取り扱い 5. 給水活動の報告書 | 業務課 |
| 復旧班 | 1. 指定配水池への増量対策のための応急措置と増量確認 2. 施工中工事の安全措置及び指示 3. 復旧用資機材の準備 4. 無線通信の確保 （警戒宣言発令時） 5. 指定配水池の弁操作のための出動、待機 | 1. 応急給水確保水量、配水池水位、配水量の確認連絡 2. 指定配水池における弁操作 3. 水運用の調整 4. 無線通信の確保 5. 配水池からの流出量の異常の有無の確認 6. 配水池の保守点検 7. 給水装置の復旧 8. 送配水施設の復旧工事の設計、監督 9. 復旧計画の施工方法の立案 10. 復旧作業に伴う弁操作 11. 外部応援者の復旧活動の監督 12. 復旧活動の報告 | 工務課 |

神奈川県企業庁水道電気局地震災害営業所対策本部組織及び分担業務（逗子水道営業所）

| 組織及び名称 | 東海地震注意情報発表時等 | 発震後 | 主に担当する部課 |
|--------|--|---|------------|
| 庶務・給水班 | 1. 東海地震注意情報等の収集 2. 緊急貯水に関する広報の要請等 3. 関係市町等との連絡及び情報交換 4. 配車計画及び車両借り上げ 5. 動力用燃料の確保（車両用及び発電機用） 6. 動員職員の食料等の確保 7. 非常用電源設備の点検と確保 8. 緊急給水機器の点検配備 9. 給水用具の確認及び搬出 10. 施工中工事の安全措置及び指示 11. 無線通信の確保 12. 総合型営業所からの指示に基づく業務 13. 管工事業協同組合支部との連絡、調整 | 1. 水道施設の被害状況の把握 2. 関係市町との連絡 3. 関係市町に対する応急給水及び広報等の要請 4. 動員職員等の食糧等の確保 5. 配車計画及び車両借上げ 6. 災害に係わる物品購入 7. 動力用燃料の確保 8. 非常用電源設備の運用 9. 災害記録のとりまとめ及び報告 10. お客様からの照合対応 11. 総合型営業所との連絡 12. 管工事業協同組合支部との連絡 13. 水道施設の被害状況調査（管路パトロール） 14. 指定配水池における給水活動 15. 市町の要請に基づく応急給水資機材の貸し出し等 16. 臨時給水栓の取り扱い 17. 給水活動の報告書 18. 無線通信の確保 19. 総合型営業所からの指示に基づく業務 | 料金課 給水課 |

11 食糧・生活必需品の確保

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、町は地震発生後に実施する災害応急対策に必要な食糧・物資の円滑な供給措置を講ずるものとする。

(1) 調査体制の確保

災害時協力協定を締結している関係業界に連絡をとり、食糧物資の調達先、調達方法等の調達体制の確認及びこれらの関係業界の放出可能な数量の把握に努めるとともに、町が備蓄する食糧等の保有数量の確認を実施するものとする。

(2) 町民等による食糧・生活必需品の準備

各家庭、その他施設等においても、平常時から災害の発生に備え、食糧及び生活必需品等の物資の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

12 発生に備えた資機材及び人員の配備

(1) 配備体制の確立

地震が発生した場合における災害応急対策及び応急復旧対策を円滑に実施するため、必要な資機材の確保と点検整備を行うとともに、これらに必要な人員の確保及び配備について、速やかに措置をとるものとする。

(2) 配備内容

応急復旧対策に必要とする資機材及び人員の配備は、おおむね次のとおりとする。

ア 緊急輸送確保のため、応急復旧資機材、緊急啓発用資機材及び人員の配備に関すること。

イ 給水確保のため、給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材及び人員の確保に関すること。

ウ 浸水防除及び汚水処理機能確保のため、河川管理者等が行う施設の保安点検、下水道管りょうの応急対策に必要な応急対策要員の待機及び水防用資機材の確保に関すること。

エ 廃棄物処理及び清掃活動の確保のため、廃棄物処理施設の保安点検、ごみ、し尿処理等に必要な車両、仮設便所設営用資機材の確保並びに人員の配備に関すること。

オ 防疫活動の確保のため、町が行う衛生検査、防疫活動用資機材及び人員の配備に関すること。

13 消防対策

この計画は、東海地震に関する情報の発表あるいは警戒宣言が発せられ地震が発生するまでの間における消防機関のとるべき警戒応急活動体制に関する基本的事項について定めるものとする。

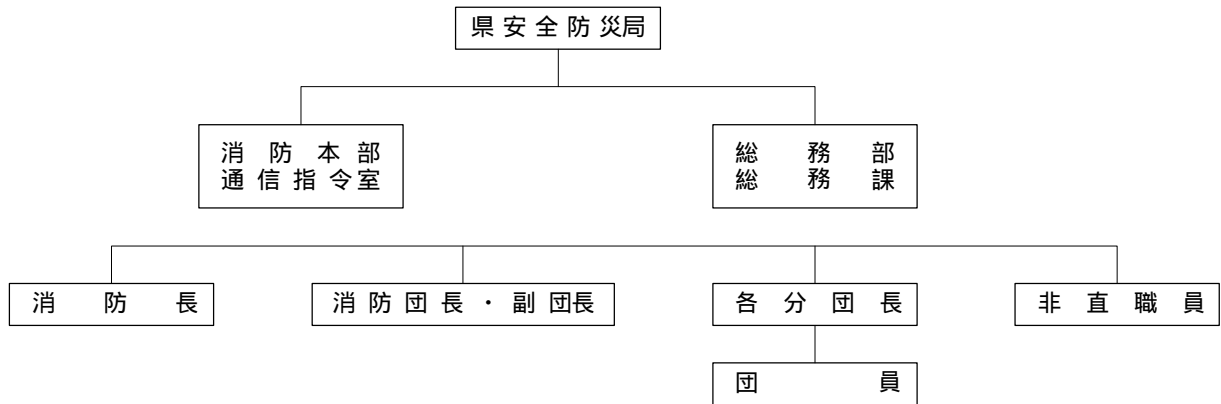
なお、実施上の細部については、別に定めるものとする。

(1) 地震情報の伝達・措置

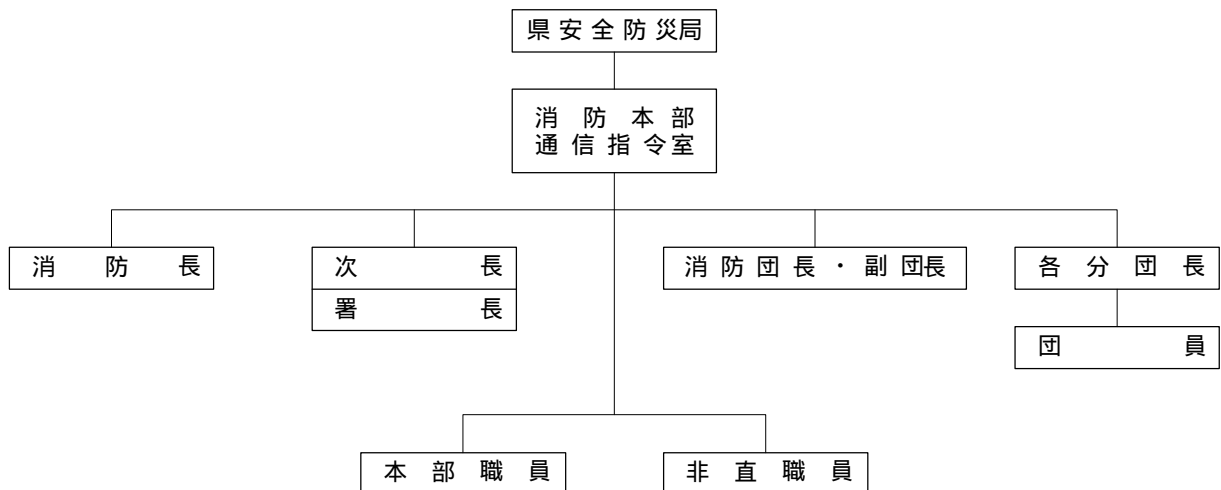
地震情報の伝達と措置は、次により行う。

ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行う。

(ア) 勤務時間内の情報伝達経路

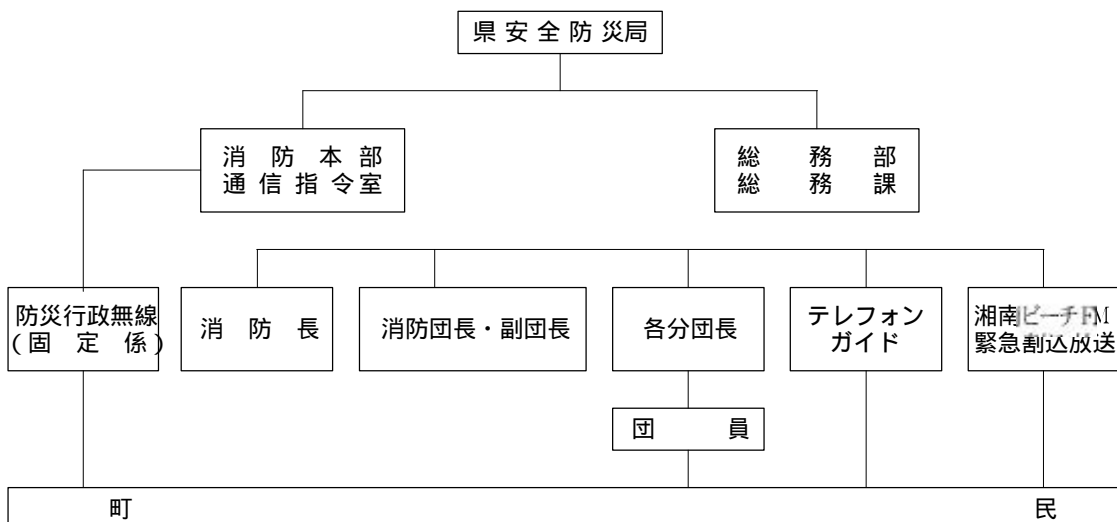


(イ) 勤務時間外・休日の伝達経路



イ 警戒宣言

警戒宣言の伝達は、次の系統図により行う。



(2) 警備体制の確立

警備体制は、次により確立する。

ア 東海地震観測情報発表による警備準備措置

- (ア) 消防総務課防災担当者等の非常招集
- (イ) 消防職員の待機体制
- (ウ) 通信施設・機器の点検
- (エ) 消防隊等の地震対策装備の点検確認

イ 東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表による警備準備措置

- (ア) 消防職員の非常招集
- (イ) 消防警戒指揮本部の設置
- (ウ) 通信施設、機器等の再点検確認
- (エ) 消防隊の配置編成
- (オ) 任務分担の確認と活動基準
- (カ) 消防車両の燃料の確保と補給
- (キ) 消防隊等の地震対策装備品の再点検確認

ウ 警戒宣言発令による警備準備措置

- (ア) 通信系統と無線の定時交信
- (イ) 消防隊等の増強配置編成と分散配置
- (ウ) 消防隊等の地震対応装備確保
- (エ) 警戒宣言に伴う管内状況の把握
- (オ) 消防隊の特別出場体制
- (カ) 消防水利の確保と巡回の実施
- (キ) 災害現場への補給体制の確保
- (ク) 消防団員の招集と消防隊編成警備配置
- (ケ) 自主防災組織及び自衛消防隊編成事業所への連絡指導
- (コ) 防災関係機関との協力体制の確立

14 医療救護対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたときは、地震発生に備え病院等各医療機関は、それぞれ地震防災応急対策を実施して被害発生の防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努めるものとする。

また、町関係医療機関においては、発生に備え次の措置をとるものとする。

(1) 医療救護班の編成待機

災害の状況に応じ医療救護班を編成するとともに、逗葉医師会の協力を得て被災地区の医療助産を実施する。

(2) 救護所の編成待機

災害の状況と被害の程度により必要と認められた場合には、逗葉医師会の協力により仮設救護所を次の場所に設け、待機する。

ア 町立葉山小学校

イ 町立上山口小学校

ウ 町立長柄小学校

(3) 医療救護班の応急要請

医療救護班のみでは応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して医療救護班の応援を要請する。

(4) 医療器材等の調達

医療品等については、常に整備しておくものとし、緊急に必要なが生じた場合は、町内薬局に調達についての協力要請を行うものとする。

(5) 収容施設

被災者等が疾病、傷病のため医療機関に収容する必要があるときは、迅速に最寄りの医療機関に収容する。

(6) 経費の負担

医療及び助産に要する経費は、災害の規模程度により、災害救助法で規定された額を限度として、町において負担する。

(7) 損害補償

町は、医療救護に出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は重度障害の状態となったときは、葉山町消防団等公務災害補償条例の規定に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれによって受ける損害を補償する。また出動した医師等が係る物件がこのため損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、補償するものとする。

15 緊急輸送対策

(1) 緊急輸送の人員及び物資等の範囲

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員及び物資等の範囲は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急対策実施要員

イ 地震防災応急対策の実施に必要な食糧、医療品、防災資機材等

ウ その他、本部長が必要と認める人員、物資及び資機材

(2) 緊急輸送の調達

緊急輸送は、必要な範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競争を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施関係機関相互の連携、協力体制を十分整備し、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施にあたり、具低的に調整すべき問題が生じた場合は、災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

(3) 緊急輸送体制

ア 陸上輸送体制

町は、町道の啓開準備等を行う。

イ 海上輸送体制

町は、港湾使用手続きの確認を行う。

ウ 航空輸送体制

町は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設、通信手段の確保等の措置又は準備を行う。

(4) 緊急輸送ルート

本町における緊急輸送ルートは、災害対策本部及び防災資機材倉庫と避難地を結ぶ幹線道路を定めるとともに、緊急事態を考慮した補助ルートを選定しておくものとする。また、海上輸送では救援物資や応急復旧資材の陸揚等物流拠点として耐震性をもった港湾施設の整備を行うものとする。

(5) 緊急輸送車両の確保

発災後の緊急輸送に備えて輸送車両等の確保を図るものとする。確保すべき車両等の数量、確保先の連絡手段等については、地域防災計画第3章第10節緊急輸送対策を準用するものとする。

(6) 緊急交通路の指定

県警察は、緊急交通路を指定し、発災後直ちに強力な交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努める。

16 児童・生徒等保護対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の発令に伴い、教育委員会及び町立学校等においては、園児、生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備えて迅速かつ的確に対応できる対策をたてるものとする。

(1) 教育委員会のとるべき対応

教育委員会は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合は、非常配備要員を招集して、直ちに町立学校等との連携を図るため、所要の組織を設置する。

(2) 学校のとるべき処置

町立学校等は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合は、児童、生徒等の在校中は、直ちにこれを帰宅させることを原則とする。また、児童、生徒等の登校時にあたっては、これを停止する措置を講ずるものとする。

(3) 学校等における地震防災対策応急計画の作成

町立学校等は、児童、生徒等の安全を確保するため、次の事項に留意した学校ごとの地震防災対策応急計画を作成するものとする。

ア 学校の所在する地域の諸条件を考慮したものであること。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時に迅速に対応できるものであること。

ウ 児童、生徒等の行動基準並びに学校や教職員の対処行動が明確にされていること。

エ 全教職員の共通理解がなされ、個人の分担が明確にされていること。

オ 児童、生徒等の引き渡しについては、保護者に十分理解されていること。

(4) 警戒宣言発令時の対応

ア 学校の対応

(ア) 学校長は、防災本部を設置し、地震予知情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。

(イ) 児童、生徒等については、教職員の指導のもとに、直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童、生徒等のうち障害者については、学校において直接その保護者に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家族の児童、生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。

(ウ) 児童、生徒等の引渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておくものとする。

(エ) 学校長は教育委員会へ児童、生徒等の下校等の状況を速やかに報告するものとする。

(オ) 児童、生徒等の下校措置後は、あらかじめ定められた分担に従い、初期消火、救護、搬出活動等の防災体制をとるものとする。

イ 登下校時、又は在宅時に警戒宣言が発せられた場合の対応

(ア) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合は、直ちに帰宅するよう指導する。

(イ) 交通機関の利用者については、関係責任者の指示に従うよう指導する。

(ウ) 在宅中の場合は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

ウ 教職員の対処、指導基準

(ア) 警戒宣言が発令された場合、児童・生徒等を教室に集める。

(イ) 児童・生徒等の避難・誘導にあたっては氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

(ウ) 学級担任等は、出席簿を携帯し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行う。

(エ) 障害のある児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮を行う。

(オ) 児童・生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。

(カ) 児童・生徒等の帰宅は、地区別等班編制を工夫し、単独の下校は極力避けるものとする。

(キ) 留守家族等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護を行う。

(ク) 児童・生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たるものとする。

17 交通対策

(1) 道路

県警察は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

ア 交通規制措置

(ア) 基本方針

a 強化区域内での一般車両の走行は、極力抑制する。

b 強化区域への一般車両の流入は、極力制限する。

c 強化区域外への一般車両の流入は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

e 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含む。以下「高速自動車国道等」という。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(イ) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び制限の交通規制を実施する。

a 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化区域を中心に通行禁止区域及び通行制限区域を定め、

同区域の外周道路をう回路に指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

b 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定にある道路（指定想定路）53路線の中から交通の状況に応じて確保する。

イ 運転者の取るべき措置

(ア) 走行中の車両は、次の要領により行動する。

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

c 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

d 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 緊急通行（輸送）車両（確認対象車両）

緊急通行（輸送）車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

(ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告、指示

(イ) 消防、水防、その他の応急措置

(ロ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

(ハ) 施設及び設備の整備並びに点検

(ニ) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

(ホ) 緊急輸送の確保

(ヘ) 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の措置

(ト) その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

エ 緊急通行（輸送）車両に準ずる車両

前記ウの緊急通行（輸送）のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急通行（輸送）車両に準ずる車両とする。

(ア) 道路交通法施行令（昭和35年政令第207号）第13条に規定する緊急自動車

(イ) 道路交通法施行令第14条2に規定する道路交通維持作業用自動車

(ロ) 医療行政及び感染症防疫のための車両

(ハ) 報道機関の緊急取材のための車両

(ニ) その他特に緊急を必要とする次の車両

a 郵便物の集配及び電報配達のための車両

b 金融機関の現金輸送のための車両

c 新聞の輸送のための車両

- d 廃棄物の処理及び清掃のための車両
- e 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス

ア 緊急通行（輸送）車両の確認手続き

大震法第24条に規定する緊急通行（輸送）車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次によるものとする。

- (ア) 県の保有する車両及び調達車両については、県知事が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知するものとする。
- (イ) 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察）が行うものとする。

(2) バス

ア 京浜急行バス株式会社

(ア) 運行方法

防災関係機関の指導の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。

ただし、運行にあたっては、次の条件が必要であり、条件が満たされず道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により、運行が困難となった場合は運行を中止する。

- a 道路交通の秩序が維持されること。
- b バスターミナル等における旅客の混乱が防止されること。
- c 旅客の集中を防止するため、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等が事前に十分徹底されていること。

(イ) 運行計画

- a 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路は20km/h）を行う。
- b 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。
- c 危険箇所等を通行する路線については、運行中止、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。翌日以降については、上記例 a～c により運行するが、交通状況等の変化に応じて運行中止等の措置をとる。

18 警備対策

警察は、東海地震に関する情報の公表に伴い、東海地震にかかる県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、町民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

(1) 警備体制の確立

ア 東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の通知を受理したときは、直ちに葉山警察署に警察署長を警備本部長とする葉山警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

イ 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

ウ 葉山警察署警備本部と葉山町災害対策本部の間が必要に応じて、相互に連絡員を派遣し、連絡

体制の確立を図る。

(2) 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき警戒宣言発令対策に係る措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

ア 情報の収集・伝達

地震予知情報等が公表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱防止を図るため、次の活動を実施する。

(ア) 葉山町が行う地震予知情報等の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

(ア) 地震予知情報等に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置

(エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

(イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り

(ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り

(エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

(オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

(カ) 自主防犯活動等に対する指導

19 通信確保対策（東日本電信電話株式会社）

東海地震注意情報、東海地震予知情報発表時において、電気通信の確保を図るため、次の措置を実施する。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発せられた場合、速やかにN T T東日本神奈川支店に「地震災害警戒本部」を設置し、地震予知情報の内容、その他これに関連する情報について、速やかに伝達し、地震防災応急対策の円滑な実施を図るとともに、町及び関係機関の設置する災害対策本部との連絡調整にあたるものとする。

(2) 災害対策用資機材の配備

災害発生時に通信を確保し、災害を迅速に復旧させるための資機材（可搬型無線機、応急復旧用ケーブル等）をあらかじめ保管場所、数量を指定して配備するものとする。

(3) 通信のそ通確保

東海地震予知情報が発せられると、強化地域を中心に通話が集中的に発生し、通話のふくそうによってそ通が著しく困難となった場合は、次の措置を講ずる。

ア 防災関係機関等から重要な通信を確保するため、一般電話及び店頭公衆電話等については利用制限の措置を講ずる。

なお、利用制限措置を講じた場合であっても、街頭公衆電話及び避難所等に設置する特設公衆電話からの通話は確保するものとする。

また、輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」の提供条件等はテレビ・ラジオにて周知する。

イ 避難場所等には、臨時に公衆電話を設置し、有効に利用できるよう措置する。

ウ 臨時回線の作成、中断順路の変更等、そ通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機の運用を図る。

エ 非常通話・緊急通話

防災関係機関等からの非常通話・緊急通話の申込みについては確保する。

(4) 広報

広報車等によるほか、町等の対策機関を通じ、通信のそ通状況並びに利用制限措置等の広報を行う。

20 電力施設確保対策（東京電力株式会社）

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策を実施するため、必要な電力を円滑に供給する体制を確保するため、次の措置を実施するものとする。

(1) 非常災害対策支社支部の設置

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、「非常災害対策支店本部」の指示により速やかに、「非常災害対策支社支部」を設置し、電力設備の事前対策の実施、並びに行政機関の設置する災害対策本部との緊密な連絡調整に当たる。

(2) 電力施設の予防措置

地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。

ア 電力施設に対する特別巡視、特別点検

イ 保安通信設備の点検、整備

ウ 応急安全措置

仕掛中工事及び作業中の各電力施設に対する設備保全並びに人身安全措施

(3) 要員の確保

あらかじめ定めてある連絡ルートにより対策要員の確保に努めるとともに、関連工事会社に対し、動員準備を要請する。

(4) 資機材の確保

工具、車両、電源車、特殊車等の整備確保を図り、応急出動に備える。

(5) 安全広報

行政機関及び報道関係機関等と協議し、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

21 ガス施設安全確保対策（東京ガス株式会社）

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言時においても、ガスの供給を継続するが、発災時のガスによる二次災害を防止するための応急措置を迅速に講じ得る体制を確立するため、東京ガス株式会社神奈川導管事業部は、次の措置を実施するものとする。

(1) 非常災害対策支部

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、速やかに東京ガス株式会社神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンターに「非常災害対策支部」を設置し、事前対策の円滑な実施を図るとともに、町の設置する災害対策本部との連絡調整に当たるものとする。

(2) ガス施設に関する予防措置

地震予知情報等に基づきガス施設に関する次の予防措置を講ずるものとする。

ア 保安設備の点検

非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、消火設備等の点検及び整備を行う。

イ 資機材等の点検

応急復旧工事資機材、食糧、医療品等の確認並びに飲料水を確保する。

ウ 工事中の中断等

工事中のガス工作物及び工事用資機材の落下及び転倒防止措置等の応急的保安措置を講じ、工事を中断し、又は工事を終了させる。

(3) 要員の確保

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、直ちに24時間の警戒体制に、別に定める要員計画に基づき、保安要員を確保し、非常体制を確立するものとする。

(4) 広報措置

需要家等に対し、ガス栓の閉止確認及び使用中のガス栓の即時閉止等の安全措置を広報車を利用して、広報を行うものとする。

(5) その他の運用

この計画は、東海地震注意情報・警戒宣言が発せられてから発災まで、又は警戒宣言が解除されるまでの間の事前対策及び応急対策を定めるものとし、東京ガス株式会社神奈川導管事業部における具体的な実施内容については、非常災害対策支部基準に定めるところによる。

22 活動拠点の準備、資機材の点検等、受援体制の確立

町は、災害時の活動拠点の準備、資機材等の点検等の受援体制の確立を図る。

(1) 広域応援受援活動拠点

町は、応援派遣部隊が円滑に救助活動等を進めるため、葉山町福祉文化会館を指定し、迅速な対応を図る。

(2) 町防災活動拠点

町は、各小中学校6箇所を指定し、災害現場での災害活動を行う地区拠点の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

23 広域応援対策・受援対策等

町は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた時は、直ちに広域応援部隊

の派遣準備を行うものとする。

24 帰宅困難者対策

町は、東海地震注意情報・警戒宣言が発せられた時は、直ちに帰宅困難者の把握等に努め、次のことを行う。

- (1) 町は、観光地等の滞在者対策を確認する。
- (2) 町は、警戒宣言時の運転の中止等の措置に係る広報を行う。
- (3) 町は、帰宅困難者が多数発生した場合は、神奈川県が協定している「災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書」集配郵便局又は、石油業協同組合加盟店のガソリンスタンドにおいて休憩所として、飲料水、トイレの提供」に基づき協力要請を行う。
- (4) 町は、交通事情等の提供など、帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、家族の安否等に関する情報や避難場所の提供、徒歩等で帰宅する場合の支援について検討を行う。

25 被害軽減措置

町は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた時は、被害を最小限にするため、つぎのことについて措置を行う。

- (1) 公共施設におけるも催事中止等、利用者の安全保護措置を行う。
- (2) 住民にマリノレジャー等の自粛を要請する。
- (3) 住民、事業所に不要不急の旅行、出張の自粛を要請する。
- (4) 住民、事業所に自動車の使用の自粛を要請する。
- (5) 多数の観客等を集めるレジャー施設等の管理者に安全確保を要請する。
- (6) 危険物取扱事業所、工場、工事現場等に安全確保を要請する。

第4節 教育・広報及び訓練

1 地震防災上重要な教育及び広報

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言における地震防災応急の円滑な実施を図るため、町はもとより防災関係機関、事業所、自主防災組織等それぞれの役割に応じた活動を主体として、東海地震注意情報・警戒宣言発令という事態を正しく理解し、予知情報等が出された場合の対応を習熟するよう平常時から心がける必要がある。

このため、町は、防災関係機関、事業所、自主防災組織等と協力し、地震防災上必要な広報及び教育を推進するものとする。

(1) 町職員に対する教育

ア 教育の方法

(ア) 研修会等

すべての職員に対し、研修会、講習会、講演会等あらゆる機会を捕らえて、防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(イ) 職場における教育

それぞれの職場において、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令における

適時、適切な行動がとれるよう、日頃から、一般的、共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれ職員が果たす役割、職場の役割等についての教育を実施する。

イ 教育内容

教育の内容は、次の事項を基本として実施するものとする。

(ア) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置と内容

(イ) 予測される地震に関する知識

(ウ) 地震予知情報等が発令された場合及び地震が発生した場合にとるべき具体的行動に関する知識

(エ) 職員等が果たすべき役割

(2) 町民等に対する教育・広報

町民に対し、平常時から東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容等の確認の高揚を図り、緊急事態が生じた場合における行動の指針等を啓発し、社会混乱の防止、発生時の出火防止、飲料水の確保等正しい知識の普及を行うものとする。

ア 教育・広報の方法

(ア) 地域住民の自主防災活動に対する指導、助言

(イ) 町民集会等の開催

(ウ) 自主防災組織の育成、指導

(エ) 新聞等各種広報媒体の活用

イ 教育・広報内容

(ア) 大震法に基づく警戒宣言の性格及び措置の内容

(イ) 予想される東海地震と被害の想定に関する知識

(ウ) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等正確な情報の入手方法

(エ) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等が出された場合及び地震が発生した場合の出火防止、自動車運行自粛及び注意事項等防止上とるべき行動。

(オ) 生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物の転倒防止、出火防止措置の内容

(カ) 町及び防災関係機関等が行う地震防災応急対策の内容

(3) 児童・生徒に対する教育・指導

町、教育委員会及び学校等は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令に伴う、児童・生徒等の下校、保護の措置をはじめ、地震防災応急対策及び地震発生後の災害応急対策に係る事項について、関係職員及び児童・生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図るものとする。なお、学校等は、校内で実施する防災訓練において、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令に伴う具体的な行動を組み入れる等防災教育の徹底に努めるものとする。

(4) 自動車運転者等に対する広報

自動車の運転者及び管理者に対し、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時並びに地震発生時における自動車の運行等の措置について、機会をとりえて広報の徹底を図るものとする。

(5) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時における町民等の行動

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、また地震発生後の被害を最小限に食い止めるため、平常時からの確な行動がとられるよう努めるとともに、その重要性を認識し、状況に応じた対応がとられるよう努めるものとする。

ア 町民の心得

(ア) 正しい情報をつかむ

テレビやラジオのスイッチは常に入れておく。また役場、消防、警察などからの情報には絶えず注意する。

(イ) 火はできるだけ自粛する

地震による二次災害の火災を防止するために、できるだけ火は使わないようにする。

(ウ) 家庭内の転倒、落下物の防止

家具類は転倒しないように固定し高いところにある物はおろして整理しておく。

(エ) 家庭内の危険物の整理

灯油、ベンジン、食用油など燃えやすいものは、安全な容器に移し火元から離しておく。

(オ) 消火器等の準備

万一、火が出てもすぐ消せるよう、消火器やバケツを用意しておき、消火器はすぐ使えるか確かめておく。

(カ) 身軽で安全な服装

作業にも便利で、最悪な場合はそのまま逃げられる服装に着替え、ずきんやヘルメットをつける。

(キ) 非常持出し品の確認

水、食糧、ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持出し品がそろっているか確かめておく。あわてて買いに走っても手に入るとは限らないので、日頃から最低3日分は用意しておくように心がける。

(ク) 緊急貯水の準備

バケツ、風呂桶等に飲料水、消火用水として自家用緊急貯水を確保する。

(ケ) 避難場所の確認

避難場所や避難経路を確かめておく。

(コ) 家庭の防災会議

警戒宣言が発せられたときは、家庭にいる人でそれぞれ分担と手順を決めてすぐ行動に移す。

(サ) 隣近所で助け合う

いざというときには、みんなで助け合い、初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとっておく。

(シ) 自動車、電話の使用は自粛する。

警戒宣言が出たら車の使用は自粛し、避難のときは使わない。また、みんなが一斉に電話をすると、結局だれもかからなくなり、あわてて電話をしないですむように、普段から話し合っておく。

2 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、「東海地震対策」の習熟と防災体制の強化を図るため、地域住民の参加を含めた総合防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。

なお、この訓練は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等の受伝達、本部等各種地震防災応急対策の実施に係る内容を組み合わせ、一体的に実施するよう努めるものとする。

(2) 個別防災訓練

ア 通信訓練

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等をはじめとする各種行動受伝達を迅速かつ正確に行うため、通信情報訓練を実施する。

イ 動員・参集訓練

夜間、休日等における職員の動員、参集行動が迅速に行えるよう、動員参集訓練を実施する。

ウ 緊急初動訓練

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等の発令という緊急な事態に対応するため、勤務時間内および勤務時間外における情報伝達訓練、職場における安全点検等を実施する。

第5節 地震防災上重要な施設等の整備・推進

地震防災上整備すべき重要な施設等としては、おおむね大震法施行令第2条に定めるものを他の関連事業との整合を図りながら、緊急度に応じ、次の事業を随時整備・推進するものとする。

- 1 避難地の整備
- 2 避難路の整備
- 3 消防用施設の整備
- 4 緊急輸送確保のため必要な道路の整備
- 5 緊急輸送確保のため必要な耐震性港湾施設の整備
- 6 通信施設の整備
- 7 緩衝地帯として設置する緑地、広場その他公共空地の整備
- 8 医療施設の整備
- 9 社会福祉施設の整備
- 10 学校施設の整備
- 11 がけ崩れ等防止施設の整備
- 12 防災資機材の整備
- 13 その他必要な施設に整備

第6節 地域防災体制の整備推進

町は、国、県等が講ずる防災対策と合わせて、住民等の積極的な協力を得て、地域との一体的な対応措置を講ずる必要がある。

このため、自主防災組織の育成を進めるとともに、さらに組織の充実を図るため、地域防災体制の整備

推進を図るものとする。

1 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、町内（自治）会等を単位とした自主的な防災組織の結成を推進し、組織の充実強化と地域住民との連携強化をめざす。

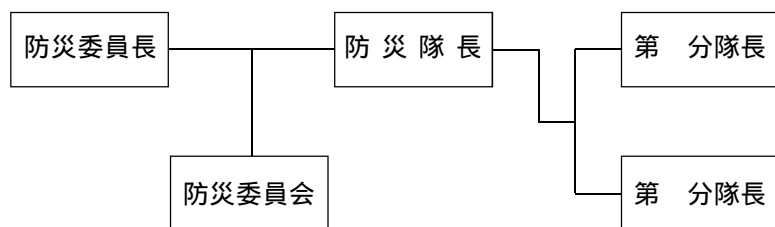
2 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

ア 町の実情に合った分隊編成が望ましい。

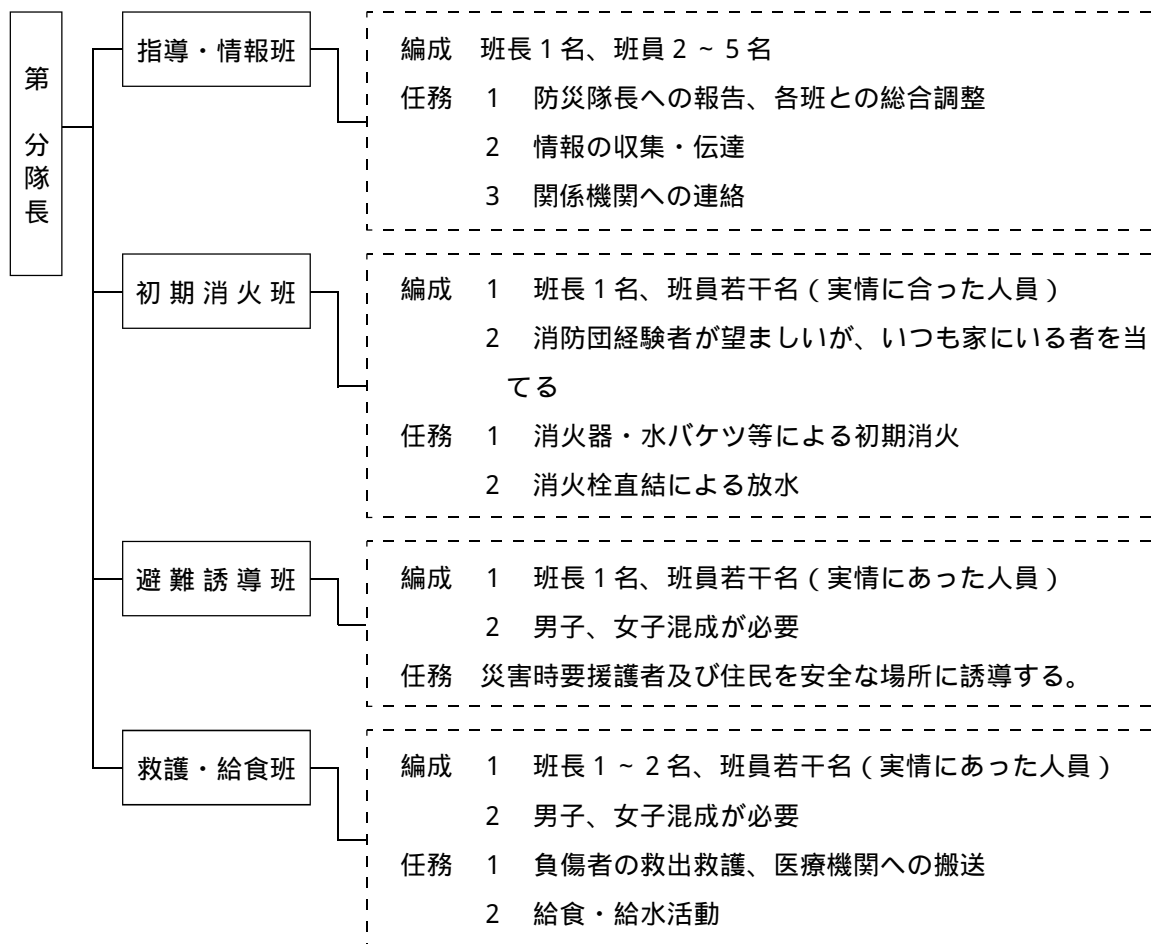
イ 隣組3～10組で1分隊（指導・情報班、初期消火班、避難誘導班、救護・給食班）の編成が好ましい。

ウ 各家庭から1名をいずれかの班員になってもらう。



防災委員会

- 1 1ブロック（3隣組単位、50世帯程度）毎に防災委員会を互選により置く。
- 2 防災委員会の委員は、町内会役員又は消防団経験者が望ましい。
- 3 防災委員の任務
 - 地震災害発生時の救助指導（初期消火・救出など）
 - 防災組織の動員
 - 地震災害情報の収集（デマに惑わされず町民に知らせる。）
 - 地震災害の知識について町民への周知
 - 訓練（年2回程度の防災訓練実施の推進）
 - 各家庭に消火器や避難袋などを準備するよう呼び掛ける。
 - 防災資機材などの設置推進



(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

地震への備えと地震災害時の的確な行動がとれるよう、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

地震発生に備えて日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練の種類は、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練、総合訓練とし、地域の特質を考慮した内容で実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域において、期日を定めて一斉に防災点検を実施する。

エ 避難場所、避難所、避難路の確認

(2) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時の活動

ア 情報の収集伝達

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時には、本庁及び他の公的機関からの情報を地域内住民に的確に伝達し町民の不安感を取り除くとともに、的確な行動をとるものとする。

このため、あらかじめ以下の事項を定めておく。

- (ア) 連絡をとる防災関係機関
- (イ) 防災関係機関との連絡手段
- (ウ) 地域住民に連絡するルートと責任者

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末を呼び掛け、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火体制をとるものとする。

ウ 避難の実施

避難の指示が発令されたときは、町民に対し周知徹底を図り、迅速に避難場所へ誘導する。

避難の実施に際しては、次のことを留意する。

- (ア) 誘導責任者は火災、落下物、危険物、がけ崩れ等がないか確認しながら誘導する。
避難路はあらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じ適切な判断により、より安全なルートを選択する。
- (イ) 携帯品は、必要最小限の物とするよう指導する。
- (ウ) 老人、幼児、病人、障害者等、避難が困難なものに対しては、他の住民の協力を要請し、円滑に実施されるように配慮する。

第7節 地震防災応急計画の作成指導

1 事業所等の計画作成の基本方針

本町は、地震防災対策強化地域外であるが、大震法施行令第4条に掲げる事業所（以下「事業所等」という。）に対し、大震法第7条の規定に順じ地震防災応急計画の作成について行政指導を行うものとする。

2 計画作成の前提となる条件

計画作成の前提として基本的に考慮すべき条件は、おおむね次のとおりとするが、事業所等にとってもっとも厳しい条件を想定して計画するよう指導するものとする。

- (1) 東海地震観測情報は、「東海地震の前兆現象について評価できない場合（少なくとも1ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等）」に発令される。
- (2) 東海地震注意情報は、「東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合（2ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等）」に発令される。
- (3) 東海地震予知情報は、東海地震が発生する恐れがあると認められた場合（3ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認めた場合等）」に発令される。
- (4) 予想され地震の震源域は、「駿河湾内」、規模は、「マグニチュード8程度」、予想される本町の震度は「5弱」以上である。
- (5) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合の予想される社会的条件等

ア 電気、都市ガス、水道は供給継続

イ 強化地域内では、原則として鉄道等の運行はストップする。

強化地域外では、原則として鉄道等は運行されるが、平常のダイヤ等は確保されないことも予想される。

ウ 電話は通じないことが予想される。

エ 収容道路等は、必要な規制が行なわれ車両の走行確保が図られるが、大渋滞することが予想される。

オ 百貨店、スーパーマーケット等では、一時店をしめることが多いことが予想される。

3 事業所等における基本的な対応

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、各事業所等は、地震災害の未然防止、不特定多数の顧客等民心の混乱を防止するため、次の基本的な対応措置をとるよう指導するものとする。

(1) 不特定多数の者を収容する施設の対応

ア 映画館、劇場、集会所、キャバレー等不特定多数の者を収容する施設は、原則として営業の自粛

イ 物品販売店舗で営業を自粛する場合、食料品等の生活必需品を取扱う店舗は、できる限り営業を継続

ウ 保育園、社会福祉施設は原則として休園、ただし、収容施設にあっては収容者は継続保護

エ 飲食店等火気を使用する店舗は、出火防止のための措置をとるか又は営業の自粛

(2) 危険物製造所、貯蔵所、取扱所等の対策

ア 危険物を製造し、貯蔵し、取扱う施設は、従業員に警戒体制をとらせ、操業又は営業に自粛

イ 核燃料物質等、毒物、劇物及び危険物等の運搬は、原則として中止

(3) 事業所等の従業員対策

事業所等においては、応急対策に必要な保安措置後、できるだけ通常の勤務体制を原則とする。

やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、帰宅経路の状況等を確認したうえ、時差退社等により交通混乱の防止を図る。

4 計画の基本となるべき事項

応急計画に定めるべき事項、計画に明示すべき事項及び計画の作成に当たって留意すべき事項は、別に定める。